

1. 令和5年第3回郡上市議会定例会議事日程（第3日）

令和5年6月19日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	本 田 教 治	2番	長 岡 文 男
3番	田 代 まさよ	4番	田 中 義 久
5番	蓑 島 もとみ	6番	三 島 一 貴
7番	森 藤 文 男	8番	原 喜与美
9番	野 田 勝 彦	10番	山 川 直 保
11番	田 中 やすひさ	12番	森 喜 人
13番	田 代 はつ江	14番	兼 山 悌 孝
15番	尾 村 忠 雄	16番	渡 辺 友 三
17番	清 水 敏 夫	18番	美谷添 生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	熊 田 一 泰	市長公室長	河 合 保 隆
総 務 部 長	加 藤 光 俊	市長公室付部長	三 輪 幸 司
健康福祉部長	田 口 昌 彦	農林水産部長	田 代 吉 広
商工観光部長	可 児 俊 行	建 設 部 長	小酒井 章 義
環境水道部長	猪 俣 浩 巳	郡上偕楽園長	勝 水 崇 博
教 育 次 長	長 尾 実	会 計 管 理 者	中 山 洋
消 防 長	兼 山 幸 泰	郡市民病院事務局長	藤 田 重 信
国保白鳥病院事務局長	蓑 島 康 史	代 表 監 査 委 員	大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	齋藤 貴代	議会事務局 議会総務課長	松山 由佳
議会事務局 議会総務課 係	三島 栄志		

◎開議の宣告

○議長（田代はつ江） おはようございます。

議員各位には、出務御苦労さまです。

ただいまの出席議員は 18 名であります。

定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9 時 3 0 分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（田代はつ江） 日程 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 88 条の規定により、会議録署名議員には、8 番 原喜与美議員、9 番 野田勝彦議員を指名いたします。

◎一般質問

○議長（田代はつ江） 日程 2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんで決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め 40 分以内でお願いいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

◇ 田 中 義 久 議 員

○議長（田代はつ江） それでは、4 番 田中義久議員の質問を許可いたします。

4 番 田中義久議員。

○4 番（田中義久） 4 番、田中義久です。通告に沿って一般質問を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

日頃は、市におかれましては、地域の皆様や私どもが要望し、また、提言をさせていただいております公共施設の維持・改良、災害予防や復旧対策、また、福祉や教育分野の施策や事業、さらには地域振興、産業の活性化の取組など、まさに 360 度にわたる分野でその対応方に御配意、御尽力をいただいております。感謝を申し上げます。

さて、今回の質問では、政策やどここの箇所の要望と、こういうことではなくて、地区からの要望に関する手続についてお伺いをしたいと思います。

各地区におかれましては、連続で役をやられてみえる場合もありますけれども、新年度になって

地区役員の番が回ってまいりますと、実に様々な町内や組の仕事があります。広報紙・回覧文書配りは毎月ありますし、春は井普請や祭り、また、清掃活動等いろいろな行事がめじろ押しでありまして、コロナの行動制限が明けて、今年はいろいろな会合や、またイベントも再開されまして、役員の皆さんはなおさら忙しくなられておるといふことでございます。心からお疲れさまでございます。どうかよろしくお願ひ申上げますと申し上げるものでございます。

こうした中で、私も経験がありますが、地区長として市役所へ提出する文書、なかなかこの中で大変なものが、地区会における要望事項の調査・依頼であります。この手続、また様式につきましては、地域ごとによって違ふのかもしれませんが、私の場合も、班長さんに集まってもらいまして、昨年までの要望はこれこれでしたと、今回新たに要望をすべきことはありませんかと、そういうことを相談して、また見て回りまして、調書、そして位置図、写真等を添えて自治会長さんに届け、自治会ごとにまとめて市役所へ提出されると、こういう運びでありました。防犯灯の申請につきましても、毎年この位置図や見積書、写真などが要るといふことで、なかなか手間のかかる仕事でありました。

そこでお伺ひします。

地区要望の調査や手続は、全地域で同じ形式、同じ手順なのかどうか、もしまだ地域によって伝統的な手法が残っているとしたら、それぞれ突き合わせていただいて、市民の皆さんにとってよりいいものに改良できると思ひます。特に、現地確認のような職員の積極的な動きがある地域もあると聞いておりますが、これはいいことだといふふうに思ひます。ぜひ、形式と手順についても長所、短所の検証を行いながら、随時、市として改善していただけたらといふふうに願っております。

また、昨年要望したものが、その年度のうちに、あるいはその次の年に対応されなかったために、再要望、再々要望するといふ場合があります。このほうが数は多いわけですが、位置図や写真等の添付資料を、この場合、毎年毎年同じように出さなくてはいけないのかと、こういう話が地域では出ております。省略できるといふふうに私も聞いておりますけれども、こういう点についても、しっかり地元の皆さんのできるだけ余分な手間を省いていただけるように改良し、それをお伝えをしていただきたいといふふうに思ひます。

そして、要望に対する市の返答はいつまでに各地区会へきちんと伝わるよなになっているのか、今年度の要望に対して今年度のうちにちゃんと伝わってきているのか、そういうことも確認をさせていただきたいと思ひます。

まず、この手続3点についてお答えをいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（田代はつ江） 田中義久議員の質問に答弁を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） それでは、お答えさせていただきます。

毎年、予算化が必要な事業を把握させていただくために、全ての地域で自治体の要望を定期に受け付けております。

1点目の調査や手続が全地域で同じなのかという御質問でございますけれども、地域間で手続の方法や提出いただく様式は異なります。地域ごとでの経緯もございますし、例えば提出様式について自治会長がデータで引き継いでおられますと、急に形式を変更することで事務負担を強いることも想定されますので、一度に統一することは難しいと考えてございます。

しかしながら、自治会と市の双方にとって効率的になり、また、改善できる部分を見直すことは望ましいと考えてございます。したがって、地域間で情報共有させていただきまして、また自治会長さん方の御意見も伺いながら検証・改善してまいりたいと、かように考えてございます。

次に、再要望の取扱いでございますが、要望しても市で対応できなかった案件につきましては、継続事業として再度要望していただくこととしてございます。その際には、多くの地域で要望書の記入内容の省略、写真、位置図等の省略を可能とさせていただいておりまして、手続を簡素化しております。今後できるだけ自治会の負担を軽減できますように、手続の簡素化を検討してまいりたいと考えております。

3点目の要望に対する市の回答でございますが、地域によって方法は異なりますけれども、実施をしてございます。回答の時期は、要望を出していただいた年度内に予算要求の状況を、あるいは予算の確定後に要望を受けた翌年度の自治会長会で6月ぐらいまでには結果を回答するなど様々でございます。また、全ての御要望にお答えすることはできませんので、その理由は極力回答しております。

しかしながら、国、県関係は市で実施の可否を判断できませんので、要望事項を国、県に伝達した旨の回答にとどまることもございます。要望がかなわなかった案件を、自治会でうまく引継ぎされていない事例もございますので、改めて自治会での確実な引継ぎをお願いしていくとともに、人の意思疎通をより図ってまいりたいと、かように考えてございます。

最後に、要望に対する予算措置のタイミングということもあろうかと思いますが、取りまとめの時期も地域ごとでは差はありますけれども、次年度の予算要求に間に合うよう実施してございます。また、定期要望とは別に、緊急または簡易な案件については随時要望として受け付け、所長枠などを活用しながら、できるだけきめ細かく対応しておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

（4番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 田中義久議員。

○4番（田中義久） ありがとうございます。ちょうど今、私の八幡地域の場合ですけれども、

これから8月末へ向けて地区要望を取りまとめて出していくと、こういうタイミングですので、今回そういうことを改めて確認させていただいておりますが、やはり地域別には別々のまま今現在来ているという、実際そういうことがありますね。ですから、地区によってはその都度、現場を確認するとかありますし、非常に大きくて件数が多いと、とてもそれできていないと、こういうこともあると思いますが、今、総務部長のお話のように、よりよい方向へ、そして手続があまり負担にならない、簡素な方向へ向けて、ぜひお取組を進めてほしい。これは具体的にここでの答弁だけでなく、形として示してもらえるようお願いをしておきます。

それで、地区で努力されて作成した要望書であります。できるできないという返答が明確に伝わることは非常に大事なことであります。できない場合はその理由も聞きたいというふうになります。実際、昨年、長く要望して、これが継続しているのに対応されないため、地区長さんに不満が募って、私も呼ばれまして、その上で地区役員と市の双方が現場で集まって、そして、改めて必要性が市で確認をされて対応をしていくというふうに向かった案件がありました。できない場合は特に市と市民の——今、言われましたけど——意思疎通、相互理解ということが大変大事でありまして、市に無視されているのではないかとか、あるいは市が当てにならないと、こういう意識が市民の皆さんの中に生まれないように、うまくその辺をつないでいただくということが非常に大事だというふうに思います。

今、予算のことも言われましたけど、8月末提出の場合だと、2か月、10月末にまとめて翌年度の地区長会と言われましたけども、そうなるとう然ですけど、当該年度とか翌年度予算には反映できないということになってきます。ですから、もちろんできるものは早くやってもらっている事例も十分知っておりますけれども、予算の編成と絡めて、どのタイミングでそれをやっぱり受け止めて、それをやる、やらない、やれる、そういう判断で進めていくかと、こういうことにつきまして、担当部長さんにはうまくかじ取りをお願いをしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

それで、要望手続の関連ですけれども、3月議会の際に、新年度に向けまして副市長さんから、郡上市がデジタルを活用したDX（デジタルトランスフォーメーション）に沿って、情報技術を活用して変革を推進するというお話を聞きました。

それでは、具体的にこの要望手続をDXでどのように改善することができるのかお伺いします。

例えば、先般、私が陪席をした地区長会では、自治会長さんが、17名みえるその地区会の皆さんに、自分でコンパクトディスク、CDを作ってお配りになってみえたのを実際拝見しております。それは自作だということでありまして、総務部からデータは送っていただいたと、こういうことでありました。今後は、ぜひこのDXの活用からいけば、市からそういう地区によっての選択、あるいはできるできないということもありますので、その地区の選択によりまして、そういうふう

な選択もできるというふうな対応も考えていただけたらというふうに思います。メールでのやり取りが非常にコロナの中でZ o o mとか盛んになっておりますけども、会ってお話をしなければいけないものと、そういう形で済ましていけるものとありますので、それをうまく分別をして取り組んでいただけたらと思います。

市もデジタル化はどんどん進んでいると思いますが、このDXによる要望手続の改善、どういふふうになるのか御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（田代はつ江） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 御質問の自治会活動におけますDXにつきましては、現在、多くの地域で希望する自治会や地区会、あるいは組などに対しては、要望書の関連データをメールで送付をしております。

ただ、希望を取らせていただいても、実際にはあまりないというような実情かと思いますが、また、報告につきましてもメールで受け付けることは可能でございます。

ただ、自治会からは書面での提出が多い状況です。理由としましては、自治会長が取りまとめを行う段階で書面であったり、既に書面であったり、あるいは写真や位置図などをデータで整理する作業が煩雑であったりと、そのようなことが想定されますし、地域によっては書面により対面でヒアリングを行うことがあるということから、書面での提出が多いというような状況でございます。いずれにしましても、地域間の相違の検証を含めまして、効率が図られますよう、自治会で対応いただける部分は、手続の電子化を進めていきたいと考えてございます。

以上です。

（4番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 田中義久議員。

○4番（田中義久） ありがとうございます。今、言われたように、地元の御要望に沿った形で改善をしていただけたらというふうに思います。ただ、職員の——私にも経験がありますけど——異動によって事務引継ぎになりますと、どうしても仕事として引き継いでいくときに、そこに俯瞰をしてみるとか、これの改善をどうするかということよりも、前任者のやり方を学ぶという形の中で、そうするとそれを聞いたことを真に受けて、そのまま市民にお伝えしていくという形がそしゃくされないというか、直接にですね。ですから、市民サイドの視点、そして市民サイドの発想というものを大事にして、仕組みそのものを俯瞰して、少しこういうふうに変更できるなど、そういうことが常日頃できるように、そういうふうなことを特にDXの観点を含めて、ぜひ改革・改善をお願いしたいというふうに思います。

それで、要望の質問の最後に、私たちもこの市の大変さを知ることが必要ではあると思うっております。一体、1年間に地区要望はどれほどあるのでしょうか。八幡地域では600件近い

件数があると聞いております。市全体では何件になるのでしょうか。

そして、一件一件それを確認して、対処する対処しないと、こういう判断はどこの立場でどのように行われるのか、この機会に説明をしていただきたいというふうに思います。

これは大変な作業だと思いますが、件数とともに確認のプロセス、またその結果として、前年度でもいいんですけど、要望何件中何件が対応できたのか、そしてその対応できた件数、あるいはその対応率、そういうものを高めていくという意味においても、実際のこの数字というものを報告、今ここでお聞きしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） それでは令和4年度、昨年度の例で御報告をさせていただきますけども、要望の件数は市全体で2,754件ございました。うち、市が管轄する案件が2,016件、国、県関係が739件でございます。各地域で把握した要望のうち、市が管轄する事業は、振興事務所や関係部で事案に応じて現地確認を行うなど状況を把握し、緊急度、公平性などを考慮して予算化の判断をさせていただいております。

また、規模や緊急度によっては、所長枠を活用するなど対応してございます。事案の規模にもよりますけれども、市長等への協議を要する案件もございます。いずれにしましても、対応の要否につきましても、事案の大小、種類、緊急性など、種々勘案しまして、個別事案に応じまして振興事務所あるいは市長協議により判断しておると、かような状況でございます。

なお、国、県の管轄事項に関する要望につきましては、国、県の所管になりますので、現状などを含めて伝達して各機関での判断になると、かような状況でございます。要望の対応状況でございますけれども、市が管轄する事案に関しては、要望約2,000件に対しまして700件を対応しており、対応率は約35%でございます。

また、国、県が管轄する事案に関しましては、要望が約740件に対して対応が120件で、対応率は約16%となっております。全体では、要望件数が2,750件に対しまして約820件の対応となり、30%の対応率でございます。市への要望、国、県への要望ともに件数が膨大、対応も様々でございます。予算都合もございますので、要望に対して対応が追いついていないと、そういった状況でございます。

いずれにしましても、前の質問でも御回答申し上げましたけれども、自治会長さん方の負担軽減を図られるよう、手続の効率化を検討させていただき、また、予算の範囲内ではございますが、要望にできる限り対応できるようにしていきたいと、かように考えてございます。

以上です。

（4番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 田中義久議員。

○4番（田中義久） 今のお話で、本当に市としての大変さが伝わってきました。2,754件、令和4年度ですか、これに対してトータルで826件、30%対応していただけたということは、自分の想像よりはちょっと上行っているなということ、よくやっていただいたなという感じは持ちます。

もちろん、ただ、残りの70%ありますから、これに対しても、これから継続してやってもらうようになることではありますけれども、ただ、年々増えていくと、やっぱり残っていくものはできますから、そういうものに対するできないことの手当てとか説明とか、そういうことは非常に大事になるというふうに思うんです。

市としての大変と同時に、この地区要望は、市民からのSOS、あるいは災害防除のための通報、市民生活を向上させるヒント、まさに行政を進めていくための大事な相互のやり取りなんです。私自身、こうした声に、今お聞きしたように誠実に対応されているという姿を見ておりますが、市長さん、副市長さん、教育長さん、こうした非常に近いところの生活現場のそばの市民の皆さんの切実な要望をどこまで把握して、そしてその現場を見ておられるか。御多忙の中ですけれども、重要な案件、そういうものにつきましては、やはり見ながら、その要望者に対してできるだけそれに対して対応していくということについて、御指導をいただきたいなというふうに思います。

できれば、地区会、自治会との関係は、市役所での会議だけでなく、むしろ自治会長さんや地区長さんの見えるその現場に出向いて、直接そこで会話をする、そういう機会を増やしながら信頼醸成を進めていくと。そのことによって30%が、実はこれは分かった、できんでもいいと、やれないなど、3年後になるなど、そういうことによって整理されていけば大変いいのではないかとこのように思っております。

最後に、実際に要望実現が一つでも多くなるように、全部、あるいは市長さんをはじめ、執行部のほうで御尽力をいただきますようお願いをして、1番目の質問を終わります。ありがとうございました。

次に、2つ目の質問ですけれども、先般、北海道下川町の田村町長さんですね。お名前は泰司さんですか。町長就任ということで、郡上市へ御挨拶といたしますか、こちらへ訪問されたと、こういうことでありまして、日置市長さんと一緒に、私もその御歓迎の席に同席をさせていただきましたが、申すまでもなく、下川町は明治34年に、今の郡上市高鷲町、また白鳥町、北濃から集団移住されまして、この年が下川町では開拓元年と言われているそうでもあります。まさに郡上市の我々のついでこの3代ほど前の近い御親族の皆さんが大変な御苦勞をされながら開かれた町と、こういうことで、高鷲のことを下川町の皆さんが母の村、母村と言われています。このことを聞いて、私も感銘を受けた覚えがあります。この田村町長さんは、もともと役場職員ですので、私もお付き合いのあった方ではありますが、改めて町長さんの名刺を頂きました。

一つは木の名刺です。やはり木の国ですから。これ、インターネットでちょっと調べてみたんですけど、下川町では、F S C森林認証林からこの生産されたシラカバの材で、これを原料としたもので、大いに木の名刺を販売促進をしてみえるということでもあります。町長さんだけでなく、職員、あるいは町内の各団体の方も結構使ってみえるそうです。郡上でもこれ、よく私も使ったことがありますけれども、要するにこういうものでもって、やっぱりしっかりSDG sの日々の取組です、そういうことをしてみえるということでもありますし、同時に、この町長さんの名刺に3つ書いてありました。SDG s未来都市選定、これが1つ。そして環境未来都市選定、これが2つ目。そしてバイオマス産業都市選定と書いてあり、このことに私はちょっと注目をいたしました。1つは、内閣府が地方創生、SDG sの達成に向けまして、優れたSDG sの取組を提案する地方自治体、これをSDG s未来都市として選定して、その中で特に優れた先導的な取組を自治体SDG sモデル事業として推進をしているということです。国がそれを後押しする、資金を投入すると、こういうことでもあります。

それから、その次は、環境や高齢化などの課題に対応しつつ、持続可能な社会経済システムを持った都市・地域づくりを目指す環境未来都市構想。これでありまして、環境、社会、経済、この3つの価値を創造し続ける、誰もが暮らしたい町、誰もが活力あるまちづくり、この実現に向けて先駆的なプロジェクトに取り組んでおられると、こういうことでございます。

3つ目のこのバイオマス産業都市というものは、原料生産から収集・運搬・製造・利用まで経済性が確保された一貫システムを構築して、地域の特色を生かしたバイオマス産業を軸とした環境に優しく災害に強い村づくりを目指す地域と、こういうことで、やはりバイオマスに関する関係府省が協働で選定して事業を推進すると、こういうことのようにあります。これが町長さんの名刺にこう3つ書いてありましたので、私はその取組をしっかり打ち出して、そしてこれを進めているんだということを感じたわけでもあります。

既に林業振興の分野、環境政策の分野、また我々の近いところではスキージャンプ、こういうところにおいても非常に全国的に有名な下川町さんでありますけれども、田村町長さんのお話によりますと、やはり下川町と国、それから北海道庁、このつながりを非常に強い絆をつくっていくんだと。そしてその絆によって職員を派遣をする。そして新しい情報を得て新規のプロジェクトと予算を獲得する。日本の先端事業を下川町は国、県、道から頂いて、そして自分たちのやろうとすることを推進してみえると、そういう感じを受けたわけでもあります。こうした狙いを持って、小さな町だけど、職員を中央省庁やその出先機関、道庁などに派遣して、一方で、職員は確かに研修効果も上がっていると、こういうこともあります。そして同時に今申し上げたような先端の事業を、そこで国、県のお墨つきと予算獲得によって進めていくと。これは非常に大きな地方自治体の成果だというふうにもそのときにお聞きをして思った次第であります。

質問通告に2つに分けてお願いをしておりましたけれども、市長さんには、郡上市の課題の中で、山と環境はこの下川町と全く共通しているのではないかと。また、母村と言われる因縁からも下川町のお取組を、日置市長さんとしてはどのように見られておられるか。そして、郡上市とこの下川町との今後の交流、交流促進の展望、どういうふうにお考えであるかお伺いをしたいと思います。市長さんよろしくお願ひいたします。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたしたいと思いますが、北海道の下川町、ただいま田中議員がおっしゃったように、明治34年ですかね、高鷲と北濃の皆さんが25戸ぐらいと聞いておりますが、御家族が入植をされて、言わば開かれた。それが非常に町の起源として大きなものであるというふうにお伺いしております。そういうことで、格別下川町の皆さんには高鷲を母村、母なる村というふうに呼んでいただき、感じていただき、ほぼ毎年いろんな形で関係の皆さんが高鷲をはじめ、郡上へ訪れていらっしゃるし、また行政としてもただいまお話がありましたように、町長さんやあるいは町議会の議員の皆様方も訪れていただいているということでございます。

下川町は面積は大体郡上市の6割ぐらい。そして人口は、昔は金属の鉱山がございまして、昭和30年代の最盛期には1万5,000人ぐらいの人口を擁していたというふう聞いておりますが、現在は残念ながら3,000人程度の町ということです。しかしそのような町でも、今、御指摘がありましたように、大変町の持っている資源、特に森林資源、これを活用したまちづくりということに、やはり確固たる方針、信念を持っておられて、ただいまお話がありましたように、幾つかの国の政策モデルのそういう都市の選定を受けて取り組んでおられるというふうにお見受けをいたしております。

今、下川町の町長さんは今回お代わりになった田村さんですが、その前は谷さんという町長さんが2期ほどやられましたが、その前に安齋保さんという4期16年間、町長をおやりになった方がおられます。残念ながら今年4月にお亡くなりになりましたけれども、この安齋町長さんが何回か郡上へ訪れて来られて、そして非常に先進的な取組をしておられるので、町長さんどのようにやってるんですかということで、私もお尋ねをいたしました。町長さんは謙遜して、いや、若い者がいろいろと提案してくれるんで、わしはそれに乗っかっているだけやというような謙遜もされましたけど、いやいや、とてもそういうことでなくて、やはりこの安齋町長さんがこの下川町の活路を開いていくためには、森林を生かしていくという揺るぎない信念を持っておられて、そして職員としっかり連携をして、また職員を国や道庁へ派遣をする、そういう中で先進的な政策の流れというようなものをつかみ、そしてまた人的なネットワークも構成するという中で、政策を進められてきた結果だろうというふうにお伺いしております。

誠にお見事な町政であるというふうに思っておりますが、残念ながら、私、現地へ直接まだ行っておりませんので、そうした政策が現実にとどのように展開をされており、またそれが現実にとどのような政策効果をもたらしているかということについては、必ずしもつぶさに知っているわけではありませんけれども、やはり相当の政策効果を上げておられるというふうに思っております。

同様にこういう発想は、どこの自治体も下川町独自のものではなくて持っております、いろいろと職員の国や県への派遣、そしてそういう中で国や県の政策を導入するという努力は、どこも多かれ少なかれやっているというふうには思っております。私どもも最近、これまでは岐阜県庁あるいは中部局管内の行政機関というのは多かったんですが、現在は例えば国の観光庁へ職員を1人派遣をいたしております、やはりその人材育成ということと、例えば、現在、郡上市が進めておりますスノーリゾート形成、こういうことに対する政策導入というようなことについても、やはりある程度情報をもったり、汗をかいてもらっております。

今後とも、私といたしましては、こういう他自治体の優れた取組というのは謙虚に学ぶ必要があるというふうに思っておりますので、様々な機会にそうした政策を学びたいというふうに思っております。できれば私も一度下川町へ行きたいんですが、なかなかスケジュールの関係で今まで行けておりませんが、私が仮に行けなくても、例えば職員を派遣して、少しつぶさにいろんな実態を勉強してくるというようなことも必要かというふうに思っております。今回、議会のほうで多くの皆さんがお行きになるということですので、またその見てこられた実態を私どもにも教えていただければというふうに思っております。

現在、他市町村との交流とか、そうしたことは必ずしも友好交流協定というような形式が先立つのではなくて、まずはそうした政策レベルの学び合いであるとか、お互いに連携をするといったような実質上の交流がまずは必要かというふうに思っております。御指摘いただいたように、下川町はそういう意味では非常に御縁の深い自治体でもありますので、今後とも注目し、折に触れ、学んでいきたいというふうに思っております。

(4番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 田中義久議員。

○4番(田中義久) ありがとうございます。本当に今、市長さんが言われた見事な町政と、こういうことと、やはりそこから何かを学ぶ必要があるとおっしゃられました。私は例えばこのジャンプだけ取っても、世界一になるという精神ですね。この地域のスポーツで済ますのではなくて、日本一になり世界一になっていくという、何ていいますか、その突き進んでいく力ですね。またその多分仕掛けとか仕組みとかあるんでしょうけど、一事が万事ですから、そういうことを通じてやっぱり一点突破、全面展開をしていく、こういうふうな取組を自分も学びたいなというふうに思っております。

また、林政につきましては、郡上市も岐阜県の林政と深いつながりがありまして、合併以来、本当に職員が毎年行き来をして、ちゃんと交代の職員が来ていただいておりますと、こういうことで非常に進んできておりますが、こういうものを大いに増やすと同時に、自分はやっぱり北海道の下川と郡上と、もう1個西のほうで1つくらい自治体と自治体間でこの3本の矢をつくって、農林水産省に先進的林政の自治体と、そういう取組を示していくと、そういうふうなこともできるのではないかなんてことも思っております。

いずれにしても、来月7月、今お話がありましたけれども、郡上市議会の政策立案を進める会というので、大勢で下川町を訪ねさせていただくことになっております。私も初めてですので、楽しみにしております。市長さんはお忙しいことはよく分かりますが、母村と言われるこういう間柄であります。郡上出身の御子孫の方々との交流、また林業振興の連携のために、私は日置市長さんの下川町訪問が非常に大事だというふうに思います。どこかで時間を見つけて、またそういう機会を持っていただけたらというふうに思いますので、御検討をお願いしたいと思います。

それでは、下川町とのお付き合いが今後さらに発展されますよう、それぞれ頑張って、これからの日本を牽引していくような力を出していけるように、御期待申し上げて、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、田中義久議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は10時20分を予定いたします。

（午前10時10分）

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前10時20分）

◇ 森 喜 人 議 員

○議長（田代はつ江） 12番 森喜人議員の質問を許可いたします。

12番 森喜人議員。

○12番（森 喜人） それでは、通告に従いまして一般質問をいたしたいと思っております。

さらに深まる介護社会に向けてと、福祉社会と書いてあるかもしれませんが、介護社会、福祉社会に向けてと、パートIVということで、1年間ずっとこの質問をさせていただいております。

今回は認知症についてということで質問をさせていただきたいと思っております。

認知症という言葉は、かつては痴呆症ということも言われていました。しかし、この痴呆という言葉が非常に侮辱的な表現だと、侮蔑的な表現だということで、認知症という言葉に変えられたということでもあります。誤解や偏見の解消のみならず、各般の施策を総合的に推進するというような

意味で、認知症という言葉が使われるようになりました。

国としては、この認知症の計画につきましては、2022年、認知症施策推進5か年計画、オレンジプランというものを策定しました。タブレットの中に資料が入っておりますので、それを見ただけであれば分かりやすいと思います。2025年、認知症施策推進総合戦略ということで、新オレンジプランの7つの柱というものが決められました。そして、直近では2019年、認知症施策推進大綱ということで、7つを5つの柱にして推進してきたということでもあります。そして、今国会、2023年6月14日、共生社会への実現を推進する認知症基本法が成立をいたしました。私がこの質問するときは、これ、まだ成立しておりませんでしたけれども、基本法が成立して、そして法律が成立しますと、これは各自自治体のほうに条例とか、また計画ということを立てるようになってくるということで、具体的になってくるわけであります。

2012年には、65歳以上の高齢者の7人に1人、462万人が全国で認知症と認定されています。2018年には525万人。この数字は、資料を見ていただいております方は、認知症有病率が上昇する場合の数字でありまして、多いほうを言っております。2025年、再来年ですが、全国で730万人に到達すると、2060年には1,154万という数字になるということが予測されているわけであります。

この認知症については、本当に全国的に取り組まなければいけないということになっているわけですが、今回の質問は、この基本法が成立する前の話でしたので、2019年の認知症施策推進大綱の5つの柱にのっかって質問させていただきたいと思います。

どの程度、郡上市が取り組まれており、また、これからどのように取り組まれるかというような視点でお答えいただければいいと思います。

まず1つは、普及啓発・本人発信支援ということでもあります。

認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域や職域の人や家族を手助けする認知症サポーターの養成を進めるとともに、小売業、金融機関等の従業員向けの養成講座の拡大や、学校教育等における認知症の人などを含む高齢者への理解の推進、地域の高齢者の保健・医療・介護等に関する総合相談窓口である地域包括センターや認知症疾患医療センターの周知の強化に取り組む。そして、認知症に対する画一的で否定的なイメージを払拭するため、認知症の人本人とともに普及啓発を進め、認知症の人本人が自らの言葉で語り、認知症になっても希望を持って生きていける姿を発信すると。これが1つ目です。このことについて、郡上市としてはどういうふうに取り組んで、今後どういうふうに取り組まれるかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（田代はつ江） 森喜人議員の質問に答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、お答えさせていただきます。

まず1点目の認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族を温かく見守る支援者として、自分のできる範囲で活動する人のことを表します。こうした人々を一人でも多く育てていくことが重要と考えております。

市と社会福祉協議会が協力して、出前講座や市民公開講座として認知症サポーター養成講座を実施しています。講座は、小学校や高校、高齢者のサロン、地域の学習会、お寺など、様々な場所で開催しているほか、事業所に対しても実施しており、今までに郵便局や保険会社、自動車整備組合、大型店舗等のほか、商工会の協力を得て小売業者対象の講座を開催いたしました。受講者数は、年間200人から300人程度で推移しています。講座を開始した平成20年度からの延べ受講者数は、令和4年度末現在で5,179人になります。今後も、住民向け講座と事業者への講座の両輪で認知症サポーターの養成を続けていく予定です。

市における認知症の総合相談窓口は、地域包括支援センターとなります。地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員が介護予防支援や包括的支援事業等を実施しており、センターの職員は、本庁舎2階と白鳥振興事務所に配置しています。

認知症疾患医療センターは、認知症に関する専門医療相談や鑑別診断・治療・合併症・周辺症状への急性期対応とともに、認知症に関する情報提供や関係機関向けの知識向上研修の開催等を行う機関となっており、市内では慈恵中央病院に設置されています。これらの相談窓口の周知につきましては、市の広報紙やホームページ、毎年9月に全戸配布している郡上市の認知症事業の紹介チラシ、ケーブルテレビなどにて行っています。

また、市では認知症に関する基礎的な情報や認知症の進行状態に応じて必要となる医療や介護サービスを掲載しているパンフレットとして、認知症ケアパスを作成しています。認知症ケアパスは、令和4年度に最新の情報に改訂を行い、市役所本庁舎や各振興事務所窓口に設置しています。今後は、認知症の学習会や民生委員、児童委員協議会、医療機関などの各種関係機関への配布を予定しています。

3点目の、認知症の人本人とともに普及啓発を進めることについては、現状では進められている段階には至っておりません。認知症の人が自らの言葉で、認知症とともに暮らしていくことについて語るためには、語り合える仲間がいることや、思いを受け止め合える関係づくりが必要であると思っております。今後、仲間同士や語りたいと思う人同士をつなげる仕組みづくりを考えていきたいと思っております。

以上、述べましたとおり、普及啓発につきまして、サポーターの養成や認知症ケアパスの作成などについては、積極的な取組ができており、一定の効果も認められますが、本人発信支援という部分につきましては、本格的な取組には至っておりませんので、今後において環境づくりから取り組んでいきたいと思っております。

(12 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 森喜人議員。

○12番（森 喜人） ありがとうございます。認知症サポーターということで、この4階に登って来るときに階段に貼ってありますよね、認知症サポーターのできることですか、何かかかって、優しくすることとか、そういったことが書いてありましたけれども、そういった1つでも、こういったことを学ぶことによって、そういった認知症の方に対して接し方を変えていくとか、変えられるような、そういうこのことも必要なのではないかというふうに思います。

また、認知症の方本人の言葉というのは、本当にはっきり言って重くなるともう語ることができないと思います。なったときにですね、どういうふうに思うのかというようなことをぜひ聞いていただきたい。それを活用といいますか、していただきたいなというふうに思っております。

次が2番目であります、予防ということです。

認知症という病気は、これは治すことは基本的にできないということで、この進行を遅らせるということしか今の段階ではできないと、医学的にできないというような病気なんです、そういう意味で予防が非常に重要になってまいります。運動不足の改善とか生活習慣病の予防、社会的孤立の解消や役割の保持等が認知症予防に有効であるとされていることから、地域において高齢者が身近に通える場を拡充するとともに、一般の高齢者を含めて高齢者の社会参加活動、学習等を推進すると。

また、認知症の発症遅延や発症リスクの低減、早期発見、早期対策に向けて、かかりつけ医、保健師、管理栄養士等の専門職による健康相談等の活動を推進する。認知症予防に向けてのエビデンスを収集・分析した上で、認知症予防のための活動の進め方に関する手引きを作成し、認知症予防に資すると考えられる民間の商品のサービスの評価・認証の仕組みを検討すると、これが2番目あります、このことにつきまして市の状況をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（田代はつ江） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） 認知症施策推進大綱の両輪は共生と予防とされています。ここで言う予防とは、認知症にならないという意味ではなく、認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにするという意味で使われています。認知症の発症遅延や発症リスク低減のために、運動不足の改善、生活習慣病の改善、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持などについて、その有効性が示唆されています。そのため、高齢者ができるだけ地域で歩いて通える範囲に通いの場をつくることを目指し、住民が主体となった通いの場の立ち上げと継続実施の支援を行っております。

実績としましては、令和4年度末現在で 95 か所の通いの場ができています。このほか、地域のサロンやシニアクラブの活動、公民館活動なども予防につながると考えられますので、市民の皆様

にはぜひ社会参加活動を積極的に行っていただきたいと思います。専門職による健康相談等の活動の推進についてですが、運動や社会参加、生活習慣病の予防、健康相談などにおける専門職による認知症予防に資する取組、事業の推進は、健康づくりから介護予防、疾患管理等を含む形で包括的に進められることが期待されています。

市におきましては、令和4年度から本格実施した高齢者の保健事業と介護予防の一体実施事業にて、地域のサロンに、歯科衛生士、医学療法士、管理栄養士が出向き、介護予防についての指導や健康相談を実施しています。このほか、健診・医療・介護サービス等につなげていない健康状態不明者に対して保健師が訪問し、健康状態を把握して健康支援の必要性に応じた支援を行っています。この事業以外でも、認知症の発症遅延や発症リスクの低減についての学習機会の提供として専門職を派遣する出前講座も実施しているところです。

こうした高齢者に対する健康相談の体制を確保することも重要ですが、何よりも若い頃からの自らの健康づくりが大切となりますので、市民の皆様には積極的に健康診断を受け、日頃の健康づくりに取り組んでいただきたいと思います。

国において、認知症予防に関するデータを蓄積し、エビデンスを整理した、市町村における認知症予防の取組推進の手引きが作成され、発表されました。内容は、市町村が認知症予防に資する取組を実施する意義、取組、事業を進める上でのポイント、取組の調整・実施・評価の方法となっています。今後、市においては、手引きを参考に介護予防事業を行っていくこととなります。

そして、国では、認知症予防に資するとされる、認知症の人、本人の意見を踏まえて開発された民間の商品やサービスの評価、認知症の仕組みの検討も進められていますので、市としても動向を注視していきたいと思います。

以上、述べましたとおり、高齢期の介護予防・認知症予防については、市として一定程度の取組を進めていますが、一方で、若い頃からの健康づくりが認知症になることを遅らせることにつながることや、認知症に備えていくという意識づくりも必要であると考えていますので、対象の世代を拡大して認知症予防の啓発を強化していきたいと考えています。

(12 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 森喜人議員。

○12番（森 喜人） ありがとうございます。3つ目に行きたいと思います。

医療・ケア・介護サービス・介護者への支援ということでございます。これはどういうことが言われているかと言いますと、認知機能が低下している人や認知症の人に対して早期発見・早期対応が行えるよう、かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター等の連携を強化するということが書かれています。そしてまた、医療・介護従事者の認知症対応力を向上するための研修を実施する。さらに、ICT化、作成文書

の見直し等による介護事業所における生産性の向上や介護現場の業務効率化や環境改善等を進め、介護人材の確保・定着を図ったり、BPSD対応ガイドラインを作成して周知するなど、BPSDの予防や適切な対応を推進する。そして、認知症の人及びその介護者となった家族等が集う認知症カフェや家族教室、家族同士のピア活動等の取組を推進し、家族等の負担軽減を図るということについての進捗及び今後の方策をお聞きしたいと思います。

○議長（田代はつ江） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） 認知症支援関係機関の連携強化についてですが、市では平成 29 年度から地域包括支援センターの中に認知症地域支援推進員を 3 名配置し、認知症に関する相談への対応や認知症カフェ、通称良良カフェの運営支援、認知症ケアパスの作成などを行っています。また、複数の専門職の訪問により、認知症の人、本人や家族支援などの初期支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行う認知症初期集中支援チームを設置しており、それぞれが連携しやすい体制となっています。在宅医療・介護連携の取組などを通して、顔の見える関係づくりが進んでいますので、かかりつけ医との連携も比較的円滑にできていると思います。

一方で、社会的な支援としては、医療と介護のほか、民間サービスやボランティア団体との連携が必要となるため、認知症地域支援推進員が調整役となって、関係者とのつながりをつくりながら、幅広い連携体制を構築していく必要があると考えています。

医療・介護従事者の認知症対応力を向上するための研修については、認知症に関わる医療従事者などを対象とした認知症対応力向上研修を県が行っています。この研修は、医師や歯科医師、看護師や薬剤師などを中心として、市内でも多くの従事者が受講されています。

また、介護サービス事業所においては、介護の資格を持っていない事業者は全て認知症介護基礎研修を受ける必要があります。このことは、令和 6 年 4 月から完全義務化となるため、最近では特に県が主催するオンライン研修などを活用して多くの職員が受講されているようです。こうした研修機会は、県から提供されていますので、市としましては、その情報を事業者に積極的に提供し、受講の後押しをしていきたいと思っています。

介護人材の確保や定着を図るには、技術革新やICT化により、現場業務の負担軽減を図ることも重要とされています。このことは、認知症の方への支援の充実にもつながると考えています。実情としましては、市内に 15 あります介護サービスを運営する法人のうち、9 法人が既に ICT 関係の補助金を受け、取組を進められています。加えまして、市で実施している介護職員・介護対策事業のさらなる充実を図っていききたいと思います。

次に、BPSDの予防や適切な対応の推進についてです。

BPSDとは、脳の機能障がい起因して適切な行動が選択できず、その場の環境に適応しよう

と模索した結果、不安が強くなる、怒りやすくなるなど、トラブルにつながりやすい行動が現れる症状のことで、その対応のガイドラインが国で示されています。しかし、症状は個別性が強く、対応も難しい場合が多いため、個別のケースに応じた専門的な支援を要すると考えています。そのため、様々な関係機関が専門性を生かした関わりができるよう、多職種間の連携を深めていきたいと思いをします。

認知症カフェや家族教室、家族同士のピア活動等の取組の推進について、認知症カフェは、認知症本人家族や地域の人、専門職など、認知症に興味のある方が自由に参加し、認知症を軸とした交流ができる機会となっており、令和4年度は181名の方の参加がありました。現在、認知症カフェは公民館などの公共の建物で行うほか、寺院や地域づくり団体の活動拠点、商業施設などの協力を得ながら行っています。認知症カフェでは、認知症についてのミニ講座などを行い、家族が学ぶ機会を提供したり、仲間同士・家族同士が学び合う活動であるピア活動の機会にもなっているため、積極的に御活用をいただきたいと思いをします。

この3つ目の柱では、医療と介護が連携し、認知症の方の支援を行うといったことが中心になりますが、今ほど申しあげました取組のほか、医師会や歯科医師会に委託しています在宅医療介護連携の取組において、医療従事者と介護従事者の顔の見える関係づくりが進んでいますし、そのことが認知症支援のレベルアップにもつながっていると考えています。

ただし、物忘れが主たる症状で日常生活への影響はほとんどなく、認知症とは診断できない状態の軽度認知障がいのある時期にある方や、若年性認知症の方への支援、医療機関未受診者への支援などについてはアプローチが困難な状況もあり、課題として捉えています。早期からの対応と、より密接な関係機関との連携を目指して、今後の取組を進めていきたいと思いをします。

(12 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 森喜人議員。

○12番（森 喜人） 4番目行きます。認知症バリアフリーへの推進、それから若年性認知症の人への支援、社会参加支援ということであります。

認知症の人の多くが外出や交流の機会が少ないことから、移動・消費・公共施設などの生活のあらゆる場面で、認知症になってからも住み慣れた地域で暮らし続けていく上での障がいを減らしていく、認知症バリアフリーの取組を推進する。また、交通安全・地域支援の強化、成年後見人制度の利用促進、消費者被害防止・虐待防止等の施策を推進する。そして、若年性認知症支援コーディネーターの充実等により、若年性認知症の人への支援や相談に的確に応じるとともに、企業やハローワーク等と連携した就労継続を支援すると。4番目について御答弁をお願いします。

○議長（田代はつ江） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） 認知症バリアフリーの取組の推進については、認知症の人が暮ら

し続けていく上での障壁を減らすための取組として、社会生活の中で日常的な関わりがある様々な事業所の従事者が、認知症に対する理解を深めておくことが何よりも重要と考えています。そのため、先ほど申しあげました認知症サポーター養成講座につきましては、事業所に対しても積極的に実施しています。

実績としましては、事業所に対する事業を開始した平成 21 年度から令和 4 年度末までで、725 名の受講がありました。そのほか、市では 293 の事業所と見守り支援活動に関する協定を締結しています。この協定を基に、市と事業者が協力し、高齢者等の見守り活動を通して、異変のあった高齢者等を早期に発見し、必要な支援につなげる活動を行っています。実績としましては、令和 4 年度において 7 件の通報により早期対応ができています。

また、認知症の人が安全に外出できることと、行方不明になった際に安全に保護ができることを目的に、一人歩き高齢者家族支援事業として、GPS 端末の初期登録料の費用助成を行っています。また、併せてスムーズな検索につなげるために、郡上警察署へ事前に情報提供をしておくことを御家族にお勧めしています。

次に、交通安全・地域支援・成年後見制度・虐待防止等の施策の推進についてですが、交通安全のために免許証を返納された方に対しましては、公共交通機関の利用料の割引により、移動の支援が行われています。

そのほか、生活に困りが出た人の支援体制を強化するため、社会福祉協議会と連携をして、支え合い活動の強化を図っており、一部の地域ではボランティア送迎の活動が生まれています。また、地域支援体制の強化につきましては、今後、認知症の人やその家族の支援ニーズと支援を行うことができる認知症サポーターとをつなげる仕組みをつくる予定としています。

成年後見制度や消費者被害防止・虐待防止といった認知症の人の権利擁護については、令和 4 年度に設置いたしました成年後見支援センターや警察署など関係機関と連携しながら取り組んでいるところです。

若年性認知症の人への支援について、若年性認知症の人のニーズに合った関係機関やサービス担当者との調整役として、本人や家族の支援をワンストップで行う若年性認知症支援コーディネーターが都道府県ごとに配置されており、岐阜県では大垣病院内の岐阜県若年性認知症支援センターに配置されています。

若年性認知症の人は、認知症が原因とは思えないまま症状が進んでしまう場合があります。また、大半の人が現役で仕事や家事をしているため、就労や子育ての困り、居場所がなくなるといった若年性独特の困りが発生しやすく、そういった方への対応に困難を感じているところです。こうしたことから、より専門性の高い若年性認知症支援センターと密接に連携して支援を行っていく必要があると考えています。

以上、申し上げましたとおり、認知症バリアフリーの推進については、特に若年性認知症の人の相談支援体制と就労や社会参加につなげる体制がまだ十分ではないと思います。そのため、今後におきましては、障がい福祉分野やハローワーク事業所など、就労部門と連携しながら、相談先の啓発と社会参加を支える資源の確保を進めていけるよう努めていきたいと思っております。

(12 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 森喜人議員。

○12番（森 喜人） ありがとうございます。

それでは5つ目なのですが、5つ目は国の取組なので、基本的には答弁はお願いしておりませんが、一応紹介だけしておきます。研究開発、産業促進、そして国際展開ということです。

認知症はいまだ発症や進行の仕組みの解明が不十分であり、根本的治療法や予防法は十分には確立されていないことから、認知症の発症や進行の仕組みの解明、予防法、診断法、治療法、リハビリテーション、介護モデルの研究開発など、様々な病態やステージを対象とした研究開発を進めていくと。これが5番目。

特に認知症の予防法やケアに関する技術、サービス、機器等の検証、評価指標の確立を目指すと。全国規模で研究を進め、早期発見、早期使用や診断法の確立、根本的治療薬や予防法の開発につなげていくと。これが国の取組といたしますか、国がやらなければいけないことだというふうに思います。

それで最後になりますが、市長に質問させていただきたいと思っております。

認知症への市の取組として総括的な質問をさせていただきたいと思っております。

今、資料のほうでも提供させていただいておりますが、認知症有病率が上がる場合の数値として、郡上市内の認知症の方の人数が2015年に2,337人でありましたが、来年、再来年には3,091人、それから2040年には3,574人と右肩上がりです。高齢者の数はあまり変わらないんですが、認知症の方は増えるということだと思います。全国的には、2012年に65歳以上の高齢者の7人に1人、2040年には4人に1人が罹患されると予測されています。国では、今国会の6月14日に認知症基本法が成立をいたしました。まだまだ分からないことが多い新しい病気があります。

こんな中、認知症を取り巻く関係者の御苦労は並々ならぬものがあり、日々手探り状況ではないかと推測いたします。今後に対する市長の認知症対策の見解をお聞かせください。さらに、高齢福祉課、健康福祉部といった一課一部での取組ではなく、全体的な取組にすべきであるというふうに考えますが、いかがでしょうか。

それから、もう一つ。IT、AI、ロボット等の研究等により人材の削減が可能と言われる職種もありますが、医療保険・介護の分野は人対人の世界であり、人材の確保は永遠の課題です。現場

といいますと施設であるとか、また家族、家庭であります、さらに社会福祉協議会もそうですが、まず指導的立場の健康福祉部、高齢福祉課の人材の充実が急務かと感じます。市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたしたいと思います。

今、森議員からそれぞれの柱に沿って御質問がございました。普及啓発であるとか、予防であるとか、ケアであるとか、様々な観点から御質問があり、また健康福祉部長のほうから答弁をさせていただいたとおりでございます。これを見ましても、本当に認知症という問題はまだまだ未解明な部分も多く、そして先ほど資料にも示されたように、郡上市においても、今後、いわゆる認知症というふうな状態になる人が増えるということは、恐らく不可避であると、避けることができない近未来の姿ではないかというふうに思っております。

こういう中で、しかしできるだけその発症を予防するということと、それから先ほど来述べておられますように、認知症というのが、いわば精神科の病院であるとか特別の施設へ入ってもらえばいいんだというようなことではなくて、これまで積み重ねてきた経験では、御本人が希望される限り、やはりできるだけこれまで暮らしてきておられる地域社会の中で、みんながそれを包摂をしてというか、そういう形で支え合い、生き合っていくという地域社会をつくっていくということが必要だというふうに思っております。

そういう意味では、認知症対策というのは、その基本理念は、まさに私たちがこれから住んでいる地域社会をどうやってつくっていくかということだろうと思います。ということであるならば、地域社会を構成している世代についても、若い人だから関係ないとか、壮年だから元気だから関係ないということではなくて、若い人から高齢に至るまで全世代にわたっての問題であり、またこれは特定の仕事の分野の方たちだけの問題ということではなくて、全てのいろんな形でこの社会をつくっている活動体、事業体、それぞれの個人、そういういろんな業種であるとか立場であるとか、そういうことに関わりない横断型のやはり課題であるということでも取り組んでいかなければいけないことだろうというふうに思っております。

そういう意味では、本当にこの日常に対する理解等を深め、そしてできるだけ、もちろん若い時代から予防に資すると思われることはそれぞれの個人が行動をし、そしてまた、いわば望まなくても認知症にかかるということは、誰もが多くの人が避けられないわけですから、そうした人を支えていくことができる社会づくりをしていく必要があると思います。

そういう中で御指摘がありましたように、今、健康福祉部の職員の人たちは本当に頑張ってくれています。これは高齢福祉課であったり、福祉課であったり、あるいはまた児童家庭課であったりという形でございますし、また、いわゆる市民の健康づくり全般を担っている健康課というような、

健康福祉部一つ取ってみても、各課横断的に取り組んでいかなければならないことでありますし、ただいまお話がありましたように、いろんなバリアフリーの問題であるとか、いろんなことからすると、健康福祉部だけの問題ではなくて、その他の各部の問題でもあるというふうに思っております。

そういうことで、やはりまずは市の職員が、この認知症についてはサポーター制度というのがありますけれども、そういうものをはじめ、やはりより正しく深く理解をするということは急務であるというふうに思っております。市の職員は、年に1回ほどは、分野にかかわらずたくさんの職員が参加して、研修講演会のようなものを持っておりますので、そういうような機会に、またこの認知症に対するより深い正しい理解のためにというような研修の機会も設けたいというふうに思っております。

また、ただいまお話ししましたように、これは、郡上市という地域社会を構成する様々な分野の人たちに関わることです。健康福祉部では、随分ケーブルテレビで健ちゃん福ちゃんというような行政広報番組でも、この認知症の問題については職員が認知症になった人を演じながらも、そういう形で分かりやすく認知症のことについては、これまでも年に何回もPRもさせて、そういう普及啓発のための番組を流させていただいていますが、市民の皆様にも、こういう番組にも、ぜひとも関心を持って、我がことということで見ていただきたいと思いますし、また今後とも、私どももそういう意味で、理解の裾野を広げていくための努力をしてまいりたいというふうに思います。

(12 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 森喜人議員。

○12番（森 喜人） ありがとうございます。この40分弱の中で、認知症という言葉が相当出てきたと思いますが、恐らくこの議場におられる方でも、そういう方を抱えておられる方もいるだろうと思いますし、いずれ行く道かもしれません。そういうことも考えられるわけがあります。そうした意味で、認知症というものが基本法が成立したということは非常に大きいと思いますので、それを機として、さらに郡上市としても積極的深い取組をお願いをしたいということを思います。

以上をもちまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、森喜人議員の質問を終了します。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時10分を予定いたします。

(午前10時57分)

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時10分)

◇ 本 田 教 治 議 員

○議長（田代はつ江） 1 番 本田教治議員の質問を許可いたします。

1 番 本田教治議員。

○1 番（本田教治） 皆さんこんにちは。通告に従い一般質問をさせていただきます。

本日は、本市にリモート市役所の導入と、ChatGPTについて、その大きく2点の質問をさせていただきます。

気づけば、いや応もなしに、SNSのツールやネットの当たり前の世の中になっております。

本市においても、マイナンバーカードの申込みの受付とか、多岐にわたるサービスの申込み申請も、ホームページからであったりと、私のような昭和半ばのような人間にとりましては、若干苦手とするところがあります。マイナンバーカードといえば、先日テレビでやっておりましたけれども、韓国では20年ほど前から導入されているようで、生まれてきたらはやマイナンバーカードがあるという、そういった方などもみえて、何の抵抗もなく日常をやっているということをテレビで拝見しました。

本市においても、そのような日がいずれ訪れるのだなあと思っております。昨日もあるお年寄りが、ガラケーからスマホに変えるのが精いっぱいだと、それを使いこなすなんて絶対無理だというおばあさんもみえました。年寄りに寄り添っていない郡上市だというふうに言ってみえました。郡上市に限らず、そういったことは使いこなす、使えないという差は、そういった問題はついて回ると思います。市としても、パソコンやスマホ教室の開催、関係機関と連携して苦手意識をなくそうと行ってみえます。そういったところをいま一度、周知していただけたらいいかなというふうに思いました。

国においても、先ほども4番議員から話がありましたDX（デジタルトランスフォーメーション）デジタル技術を社会に浸透させて、人々の生活をよりよいものへ変革するというのがDXでございます。

また、IT化という言葉も先ほど来耳にします。インフォメーションテクノロジー、従来のアナログ的な作業をデジタル化にして便利にする、そういった世の中の動きでございます。そのような中で、1つ目の質問をさせていただきます。

本市においてSNSを利用した市民からの声はどのような体制で、どのように対応してみえるのでしょうか。ツイッターやインスタなどといった市民に馴染みのあるSNSはどのようなものを導入してみえるのでしょうか。もし導入しているのであれば、利用状況と併せて、返信などの対応はどのように行っているのかお聞きしたい。

問い合わせても返信が全くない、そういった苦情も耳にしております。本当にそのようなことに

なっているのでしょうか。また、今後市民になじみのある SNS を利用して、この地域でこんな不法投棄があったよとか、大雨でこのように崩落が発生しました、というような市民の安心・安全・防犯・防災に力を入れていく予定があるのかお聞きしたい。

利用状況、対応に対する御答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（田代はつ江） 本田教治議員の質問に答弁を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それではお答えをさせていただきます。

郡上市では、市民の皆様とのコミュニケーションツールとして、メールのほか、ツイッターやユーチューブ等の SNS を活用し、情報発信を行っております。中でもツイッターにつきましては、情報伝達の迅速性、拡散性といった特性を生かし、イベントの情報、また各種募集の情報、こういったものの発信のほか、コロナ禍には感染予防対策についても頻繁に情報発信を行っているところでございます。

ツイッターは一度に掲載できる文字数が 140 文字に限られておりますので、情報の詳細については、市のホームページを御覧いただくよう誘導していくと、こういった工夫をしております。

また、御質問の防災情報への活用についてですが、様々な発信媒体を通じまして避難所の開設等の情報を迅速に発信しているところですが、このツイッターについても情報伝達手段の一つとして活用しておるところでございますし、このほかにも、建設部では道路や公園などの損傷、異常に関する情報の受信といったことにも備えているところでございます。

ユーチューブに関しましては、動画により分かりやすく、詳しく情報を提供できることから、出演者の個人情報に配慮を要するものを除きまして、ほとんどの市ケーブルテレビ行政情報番組の発信を行っているところでございます。

そして、これらツイッターやユーチューブによる情報案内については、市のホームページや市のケーブルテレビのデータ放送でも案内を行っておりまして、SNS に馴染みのない皆様にも各種情報をお届けできるように、そういったところに努めているところでございます。

なお、ツイッターやユーチューブについては、情報の発信というところに主眼を置いて行っておりまして、市内外の皆様からの御意見やお問合せなどは、多くが市のホームページの投稿フォームにより受信をしている、こういった状況となっております。

コロナ禍の折には、年間 300 件前後のお問合せがございました。コロナ禍前については、例年 150 件程度ということですので、倍ほどあったということになりますが、このうち回答を要する案件につきましては、2 週間をめどに返信をさせていただきよう、関係各課と調整を行っております。返信先不明のものを除きまして、全てのお問合せにお答えをしております。加えまして、御意見やお問合せの中から、特に市民の皆様への周知が必要とされる内容につきましては、市のホームペー

ジに掲載するようにしております。頂戴した御意見への対応例といたしまして、郡上市を「ぐんじょう」市と読み間違える人が多いといった御指摘もございまして、こちらに対しては市のホームページのオープニングページに、「ぐじょう」とルビを加えるよう改善をしたところでございます。

このように市民等の皆様からの御意見については、市のホームページの投稿フォーム、または直接のお電話により承ることが多い状況ではございますが、SNSを有効活用しながら情報の送受信を図ってまいりたいと考えているところでございます。

なお、ただいま申し上げましたような取組のほか、観光情報の発信や環境保全の啓発に向けてもSNSを活用した取組が行われておるということを申し添えたいと思います。よろしく願いいたします。

(1番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 本田教治議員。

○1番(本田教治) 御答弁ありがとうございました。しっかりホームページのほうからですけども、そちらにあった問合せには返信しているということをお聞きまして、安心しました。この方、全く返信がないというのも、2週間前のことだったのかなというふうに思っておりますので、引き続き対応していただきますようよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

それと関連で、次の質問にもこれから入るんですけども、先月の5月23日に、長野県の佐久市のほうへ単独でありますけれども、行政視察をしてまいりました。その市長はツイッターをやられてまして、今、室長から御答弁がありました問合せを全部一手に、一人で受けてみえて、ツイッターに来るいろんな事案、要望は全て市長が自ら各部署へ手配し、答えを出しているという活発な方でありましたので、資料として報告させていただきます。長野県佐久市は、国内で先駆けて、SNSツールの一つでありますSlackを活用したリモート市役所を立ち上げられました。トップページにありますものをタブレットのほうに掲載させていただきました。

Slackとは、2013年にアメリカから公開され、その直後から24時間で約8,000人ものユーザーの登録数を獲得し、今なお急速に世界中で普及し、利用者を増やし続けているコミュニケーションツールだと言われております。私自身はSlackを利用したことはありません。

皆さんに馴染みのあるツールにLINEがあります。LINEに限っては国内で9,000万人以上と、ほとんどスマホを持っている方が使ってみえるような数字ではないかなと思います。それに比べ、Slackはビジネスチャット、仕事に重点を置いたツールで、業務の効率化や先進的な働き方を求めている企業であったり団体が使われるツールであります。佐久市は市役所という団体からの視点で、多岐にわたる業務内容からSlackを選択された経緯があります。

ついでに少しだけ佐久市を紹介しますと、郡上市の人口が3万8,997人に対し、佐久市は9万

7,979人。面積では郡上市は1,030.75平方キロメートルに対して、423.5平方キロメートルとなっております。佐久市の人口密度は約231人、郡上市は約37.8人となっております。約6倍の人口密度が佐久市でございます。北陸新幹線も通っておりまして、東京から約75分。また、医療体制が大変整っており、佐久総合病院佐久医療センター、佐久市立国保浅間総合病院と大きな病院があり、それに関わる医師の数も、人口10万人当たりの医師数は、全国平均250人に対して381人と医療福祉がとても充実した町でございます。また、リゾートに力を入れているお隣の軽井沢町がありまして、そこにとっても佐久市は、いろんな体制が整っている地区であり、欠かせない存在でもあります。

なぜリモート市役所というものを立ち上げられたかは、人口増加策の一環で移住促進がコロナ禍で進まなかったというところがあり、移住者を増やす手段として在宅しながら佐久市への移住を促すことから、2021年の1月より、オンラインサロンとして先ほど説明しましたビジネスチャットのSlackを使いオープンさせました。

ホームページなどで移住について問合せをするフォームだと、面倒くさかったり時間がかかったり、チャットはその点すごく便利だということで高評価を受けているようです。その内容も、移住どうする課とか、子育て課、魅力はどこ課、写真課、さらにすごいのがみんなで市をよくする、アイデアを出し合う、いわゆるプレストを行うアイデア課というのもあります。成果も出ておりまして、2021年オープンして2年間で約500人も増加したということでもあります。移住に関する補助金の活用も130人上ったとのことなんです。

その職員ですけれども、専用の職員を配属し、その職員は市民から公募しております。条件は市内の事業所に勤務されている方で、1日3時間程度従事できる方、年100万円で働いてもらっているようです。なのでその事業をやる企業さんの理解と協力ももちろん必要になってきます。その運用財源は地方創生交付金で、毎年約2,500万円を充てているということです。

このように本市においてもホームページを活用した人口増加策を行ってもみえますけれども、チャット機能が充実しているSlackを使い、佐久市のような取組ができないか伺います。御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 三輪市長公室付部長。

○市長公室付部長（三輪幸司） それではお答えをさせていただきます。

議員の御発言にございました長野県佐久市でございますが、知る、来る、住む、サイクルといいまして、佐久市を知って来てもらい、住んでもらうという入り口部分にあたる、知ることを前提に、企画部の広報広聴課が主体となりまして、移住定住及び関係人口の増加を目的にビジネスチャット、Slackを活用した、移住のオンラインサロンでありますリモート市役所を令和2年度から開設しております。また、北九州市においても、移住定住のためのオンラインサロンでありますバー

チャル北九州市として、同様のサービスを行っております。

S l a c kはビジネスチャットのツールとなっており、メールとは異なりまして、チャット形式、会話形式でございますが、コミュニケーションを取ることができるものでございまして、パソコンやスマートフォンなどの端末から利用することが可能となっております。

S l a c kでございますが、他の自治体で導入事例がございますが、職員同士のコミュニケーションでありますとか、情報共有の手段というような活用で行っている例が多く、こうした職員以外との受け答えに利用している例としては、全国的にも先行的な取組であるというふうに考えております。

長野県佐久市のリモート市役所では、チャンネルと呼ばれる話合いのテーマの名称を市役所の組織になぞられた、先ほど議員の御発言がございましたが、課の表現となっております、現在5つのチャンネルが設置されているというような状況でございます。

1つ目としましては、移住に興味のある人や移住した人が話し合う移住をどうする課でございますとか、2つ目でございますが、映えるきれいな風景などの写真を投稿し合う写真課、3つ目として魅力情報について話し合う魅力はどこ課など、そのほかにも2つのチャンネルが設置されている状況でございます。

コロナ禍であったこともありまして、佐久市ではこのオンラインサロン、リモート市役所を活用し、移住希望者等が現地を訪れることなく、市に住む人、よく知っている人たち、職員等とのチャンネル内での会話により直接聞くことができる仕組みづくりを提供しておりまして、移住等に当たってはよりリアルに近い住民らの声を聞きつつ、移住を現実的に考えるきっかけづくりの機会としております。

郡上市でございますが、観光や移住等に関する情報を発信するウェブサイトやSNSは、郡上市の公式ホームページ、ふるさと郡上会、T A B I T A B I 郡上をはじめとして、関連団体等も含めると多くのウェブサイト等が存在しております。その中から、個々のニーズにあった情報、移住相談等や問合せ先を探し出すための交通整理と、移住希望者や郡上市と関わりを持ちたい外部人材等のつながりづくりの一環としまして、今年度事業でございますが、L I N Eを活用した仕組みを構築することを目指しまして、現在その取組を進めているところでございます。

移住希望者や関係人口の属性、興味や関心を把握することでL I N Eの特性を十分に活用でき、個々のニーズに合わせた情報を発信できるほか、移住に関する個別の相談にも1対1で対応できるため、相談員との深い相談が可能となります。何より日本最大のSNSメディアと言われておりまして、導入に関しての障壁は低いというメリットがございます。

一方、S l a c kでございますが、チャンネル内での会話は他のユーザーにも明らかになるというところ、一般的な社会全般に関する話題等が中心となると考えられております。何分に

も今年度からLINE活用を行っているものであることから、この先を見据えながらSlackについても研究を行っていきたいと考えております。

また佐久市の取組の中でございます補助金申請システム、Shijulyというのがございますが、こちらについてはお試し移住の支援と補助金サービスを一体的に行うというものでございます。移住時お試し移住時の補助金申請ができるものでありまして、非常に簡便に手軽に申込みができるため、こうした考え方を学びながら、今後の補助金等申請事務の参考にしていく必要性を感じております。

今年度でございますが、市では国のデジタル田園都市国家構想総合戦略の策定を受けまして、市の総合戦略をDX（デジタルトランスフォーメーション）目線での改定を行うほか、DXの推進のため関係課の担当者によるワーキンググループを設置し、地域社会のデジタル化に係る施策について検討を行う予定としております。これら情報発信や交流、オンライン申請等の仕組みについて、DXを活用した取組において、横断的に研究を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

（1番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 本田教治議員。

○1番（本田教治） 御答弁ありがとうございました。LINEでそういった取組を今年度にしていただくということで、大変楽しみにしております。どうか成果を上げていただきたいなと思いますし、先ほど来説明しておりますチャット機能が大変充実しておりますし、5つの課がそこにあるように、リモート、それ自体が市役所になっているような、そういった世界でございますので、ぜひ先ほどお話がありましたように、少し頭に入れていただきながら、まずLINEの次に、それを考えていただけたらなと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

最後の質問をさせていただきます。

ChatGPTの市役所における業務活用についてでございます。

横須賀市のほうでは、急速に広まった対話型人工知能、AIのことですけど、AIChatGPTを業務に試験導入したと発表されました。横須賀市は導入に当たり、個人情報や機密性の高い情報は入力しない、などの規制をかけているようでございます。本市においては、現状どのようなことになっているのかお聞きしたい。

中部の各県庁では、新聞資料によりますと、今のところ業務への具体的な導入計画はないというふうにあります。本市において、個々の職員が業務に使用している、そういったことがあるのでしょうか。そういった実態調査を行ったり、利用に際し、細心の注意を払うなどの指導はあるのでしょうか。現状とこれからの市の対応をお聞きしたい。

5月に広島で開催されましたG7広島サミットにおいても、国際的にルールを作らなければならないというふうな意見が交わされたようでございます。本市において、現状とこれからの市の対応をお聞きしたい。御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それでは、初めに、C h a t G P Tの概要について少し触れさせていただきたいと思います。

C h a t G P Tは、アメリカのオープンA I社が開発した人工知能、A Iを使用した対話型のサービスでございます。インターネット上の情報、具体的にはウェブサイト、書籍、ニュース記事、論文といったテキストデータから学習を行いまして、それを基に入力された質問への回答を自動で生成する仕組みとなっております。また、公開されて以来、その精度の高さから世界中の注目を集め、利用ユーザー数は大きく伸長しているようでございます。C h a t G P Tの今年1月の月間アクティブユーザー数、これは月間に1回以上利用があったユーザーの数ということですが、これは1億人に達しておるようで、歴史上最も急速に成長している消費者向けアプリと言われております。

アメリカの名門大学の経営学修士課程の最終試験をC h a t G P Tに回答させたところ、合格点に相当するB評価を取ったといった報告もあるようですし、また、アメリカの医師資格試験においても合格ラインに達しているとした実験結果といったものも話題になったところでございます。

今回の御質問を受けまして、私もちょっとC h a t G P Tに回答を依頼をしてみました。市町村におけるC h a t G P Tの業務活用についてという一般質問の答弁書を作成してくださいと入力してみましたので、その回答を紹介させていただきたいと思います。

「近年、人工知能技術の進歩により、C h a t G P Tなどの言語モデルは様々な業界で効果的に利用されています。市町村においても、この技術を活用することで行政サービスの向上や効率化を図ることが期待されます。まず第1に、C h a t G P Tは市町村の行政業務において効果的な情報提供や問合せ対応に活用できます。例えば、市町村のホームページやSNSに導入することで、市民が持つ様々な疑問や問題に対して迅速かつ適切な回答を提供することができます。これにより、市民とのコミュニケーションを円滑化し、行政の情報発信力を向上させることができます。第2に、C h a t G P Tは市町村の業務効率化にも貢献をします。例えば、市民からの問合せや申請に対する自動応答システムとして活用することで、人的リソースを削減することが可能です。また、一般的な問合せに対する回答を自動化することで、行政職員の負担を軽減し、より重要な業務に集中することができます。しかしながら、C h a t G P Tの業務活用には幾つかの懸念も存在します。例えば、言語モデルの誤った回答や偏った情報を提供する可能性があります。そのため、C h a t G P Tの正確性や信頼性を確保するためには、適切なトレーニングと監視が必要です。また、プライ

プライバシーやセキュリティの面においても、十分な対策を講じる必要があります。以上を踏まえ、市町村におけるChatGPTの業務活用は慎重かつ適切な導入が求められます。市町村行政のニーズや利用目的に応じたカスタマイズや運用ルールの策定、専門的な知識や資格を持つ職員との連携などが重要です。また、市民との透明なコミュニケーションやフィードバックの収集も行い、サービスの改善に取り組むべきです。最後に、ChatGPTの業務活用においては、市民のプライバシー保護とセキュリティ確保を最優先に考えるべきです。適切な情報管理策やデータ保護措置を講じ、個人情報や機密情報の漏洩を防止する体制を整えることが重要です。市町村におけるChatGPTの業務活用は、行政の効率化や市民サービスの向上に向けた有益な手段となります。しかし、その導入には慎重な検討と適切な対応が求められます。市町村行政と市民の関係をよりよいものにするために、ChatGPTのポテンシャルを最大限に生かす努力を続けてまいります。」

こういった回答がすぐに出てまいりました。コンピューターが生成したとは思えない自然な文章表現でございまして、その内容にも正直驚かされるものでございました。そして、この回答をさらに5行程度にまとめてと入力いたしましたら、「ChatGPTは、情報提供や問合せ対応に活用できる。2点目として、業務効率化に貢献し、人的リソースを削減できる。3点目として、正確性や信頼性の確保には、トレーニングと監視が必要。4点目、プライバシーやセキュリティの対策が必要。5点目、慎重な導入と市民との透明なコミュニケーションが重要。」こういった要約も瞬時に行うことができました。長文の要約というのは、このシステムの得意とするところのようでございます。

さて、全国の自治体の先駆的な取組を申し上げますと、議員、御質問のございましたように、横須賀市が情報の安全な取扱いを徹底した上で、ChatGPTを文書作成、また文章の要約、誤字・脱字のチェック、アイデアの創出などに活用する、全庁的な実証実験を行われております。当市では、これによって業務の効率化とともに、広く職員が活用することで、様々な利用方法が生み出される、こういったことを期待されているということでございます。

このように、とても画期的で利便性の高いサービスではございますが、一方で、正確性の課題、また入力するデータの内容や生成物、作成された回答の利用の仕方によっては、法令に違反したり、他者の権利を侵害したりする、こういったおそれもあることから、適正な利用について多くの指摘があることも事実でございます。

御質問の中で、議員、御指摘があったとおり、G7広島サミットでは、ChatGPTに代表される生成AIに関し、国際的なルールづくりを進めることで合意され、開発や利用に関する規制の在り方などの議論が進められております。

また、行政機関におけるChatGPTの業務上の使用については、今年の6月2日付で、政府の個人情報保護委員会からも注意喚起が行われたところでございます。その内容につきましては、

1点目が、個人情報を含む内容を入力する場合には、特定された当該個人情報の利用目的のための必要最小限の利用、または提供であることを十分に確認すること、そして、保有する個人情報を含む内容を入力し、当該個人情報が回答の性質で出力以外の目的で取り扱われる場合、当該行政機関等は個人情報の規定に違反することとなる可能性があるため、個人情報を機械学習に利用されないことを事業者十分に確認すること、こういった注意喚起でございます。

こうした状況を踏まえまして、本市では現在、ChatGPTなどの生成AIを職員が普段使う業務用の端末から利用できないように現在のところはしているところでございます。したがって、現時点では業務用端末での利用実績はございません。

しかしながら、ChatGPTなどの生成AIについては、今後、社会経済活動や行政の業務の中で浸透していくこと、またその結果必須のものになっていくこと、こういったことも考えられますので、まずは生成AIを利用するための一定のルールづくりを行っていききたい。そしてそのルールの下、特定の職員の業務用端末に利用できるようにするというところで、業務での試験運用というものを検討していきたいと考えているところでございます。

また、スマートフォンやタブレット、こういった個人のタブレット等を用いて、個人の利用を制限することはなかなかできないと考えております。したがって、郡上市デジタルトランスフォーメーション本部会議でありましたり、各部の情報担当によります情報化担当者会議、こういったものを設けてございますので、こういった中で、ChatGPTの概要であったり、利用上の注意点、こういったところを説明する機会を設けまして、プライバシーの保護であったり、セキュリティの確保であったり、こういったところを図っていききたいと考えていると思っております。

最後になりますが、現在、行政の利用を前提に会話データを生成AIの学習に利用させない仕組みであったりとか、個人情報を入力させない仕組みであったり、こういった安全面に配慮した機能を備えたシステムの開発というものも進んでおります。

本市におきましても、国や他の自治体の動きを注視しながら、試験運用の結果を踏まえまして、本格的な導入、また活用についての検討というものを進めてまいりたいと考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

(1番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 本田教治議員。

○1番(本田教治) どうも御答弁ありがとうございました。河合室長は流暢なしゃべり方なもので、どこからどこまでがAIのGPTなのかよくわからないところがあって、さすがだなと思いました。

質問もこういって、これから先ほども雑談で話があったんですけど、やっぱりこういったチャット

ト利用しての一般質問になったり、答弁をやって、そんなことはあってはならないことですので、やっぱり市民の声、市民の生の声で話をしながら答弁をしていただきたいと思いますので、今後もよろしくお願ひしたいと思います。

個人情報扱いは本当に危険なことでありまして、いつどこでどんなふうにも拡散、つながっていくかわかりませんので、特にそこを注意していただくよう、職員の方々徹底していただきながら、有効に使えるとか使うような形で行っていただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

時間をかなり余しましたけど、私はこれにて本日の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、本田教治議員の質問を終了いたします。

それでは、昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。

（午前11時45分）

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後1時00分）

◇ 野 田 勝 彦 議 員

○議長（田代はつ江） 9番 野田勝彦議員の質問を許可いたします。

9番 野田勝彦議員。

○9番（野田勝彦） 日本共産党、野田勝彦でございます。通告に従いまして、3点ほど質問させていただきます。

前回3月議会で残してしまった質問ですが、まず最初は畜産や酪農農家の経営危機に対する支援ということで、年度当初の施政方針の中にも畜産農家に対する生産基盤の強化という項目もありましたけども、昨今の飼料高騰が本当に大きな影響を持ちまして、特に酪農農家のほうは乳牛の需給関係からも絡んで、日本から牛乳が消えるんじゃないかと、そんなことを言われるくらいまで深刻な事態だそうです。幸い、この前の予算審議のとき、郡上市の場合は、さほど深刻ではないということ伺いまして、ほっとしているところですが、いずれにしても経営危機については同じような状況が続いているというふうであります。

そこで、ぜひとも畜産農家の飼料高騰に対して支援策を考えていただきたいという質問を準備しておったんですが、時間切れになりましたので、恐らくその後、関係部署のほうで様々な調査をされて、これはぜひとも支援すべきということで補正予算のほうに計上されたと思います。これも議決が済んでおります。

したがいまして、この質問は本当はなくてもいいんですけども、せつかく準備していただいたところだと思いますので、簡潔にその経過を伺いたいと思います。どうかよろしくをお願いします。

○議長（田代はつ江） 野田勝彦議員の質問に答弁を求めます。

田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） それでは、お答えをさせていただきます。

今お話もございましたとおり、この6月議会に郡上市内の畜産農家に対しまして、経営支援として、国の新型コロナウイルスの臨時交付金を活用しまして約3,500万円の予算の畜産経営緊急支援対策事業を上程し、議決を頂きましたので、令和5年4月1日時点で畜産経営を行っております郡上市内に住所を有する個人事業主、また市内に主たる事業所を有する法人に対しまして、畜種ごとに、1頭1羽ごとに補助単価を決定し、その単価に飼育しております頭羽数を乗じた額を、上限400万円まで支援を行うということで今、計画をしております。

その中でも、今お話がありましたとおり、経営に苦慮してみえます酪農農家に対しては、他の畜種よりも高い単価設定、2万1,000円を設定して支援をしていくということで考えております。

また、県内で畜産課を設けている市町村が少ない中で、郡上市では畜産課を設けて畜産農家をこれまで支援してまいりましたが、これからも職員が農家を小まめに訪問する中で農家の状況を確認して、今後も臨機応変に支援を検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

（9番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 野田勝彦議員。

○9番（野田勝彦） ありがとうございます。

この支援策は継続性という点ではまだまだ、これからずっとというわけにはいかんと思いますので、ただし、今、御答弁にありましたように農家訪問しながら、これからも何とか支援を継続できるような方向というのを考えていただきたいと思います。ありがとうございました。

2つ目に参ります。フリーカリキュラムクラス、通称F組と言っておりますが、これが4月にスタートいたしましたということなんですが、このF組についてのスタートの状況を、分かる範囲で伺いたいと思います。

学校へ行けない、行こうと思うんだけども行けない、体がいうことを聞かないとか、あるいは行きたくないという、いわゆるこれを不登校というふうに言われておるんですが、全国的な傾向を見ますと大きな、最近、変化が生まれています。お手元の端末のほうで御覧いただけるとと思いますので、どうか御覧いただきたいと思います。

これは文科省の資料の、大変長い統計資料があるんですが、その中の15ページ目にこの資料が載っております。左側は平成13年から一昨年まで、令和3年までの不登校の実数の推移。青が小

中学校の合計で、中学が茶色い薄い線ですが、小学校よりも中学校のほうがはるかに人数は多いです。なおかつ、小学校は6年生までありますが、中学は3年までと、そのベースになる数字も大差があります。そうしますと、中学生が非常に大きい比重を占めている。右側は千分率で表してありますが、大体中学校の多い年は50パーミル。この数字は1,000人に50人ですから100人で5人、1クラス当たり、おおむね2人前後になりますかね、そういう不登校の生徒がいるということになります。これは大変大きな数字になると思います。

そこでこのグラフには表れておりませんが、こういうグラフを見る場合は、ぜひとも、このグラフの外にある、そのベースになるところも考えなきゃならん。言わば富士山の山頂は三千七百何メートルですが、何十何メートルのところだけが水面上に出ており、以下は水面にあるということとよく似ておって、この数字の下には、予備軍なんて言葉を使ってよくないですね、準不登校といえますか、いつでもそういうふうになり得る生徒や子どもたちがいるのではないかと、こういうことも考えておかなきゃならないと思います。

さて、この児童生徒の人数は、御承知のように年々減少しておりますね。ところが、不登校は年々増えているんです。総数は減っているのに不登校は増えている、本当に深刻な事態だと思います。

それからもう一つは、この不登校の要因、なぜ不登校になるのかという要因が、やはりこの文科省の資料にあるんですが、今日はここに出しておりませんが、たくさんの要因の項目が挙げてありまして、大きくは家庭における要因、家庭や家族に関する。2つ目は学校における要因、そして3つ目は本人の要因というふうに分けてあります。

ところが、たくさん項目がある中で、本人のところの理由に、無気力、不安という項目があるんですね。これが何と50%を占めているんです。たくさんある中で、無気力、不安という理由が半分近くなんです。でも不思議なことに、よくよく考えてみると、子どもたち、小学校や中学生の子どもというのは、人生の中で一番夢や希望があるはずですよ。それから活力も行動力も元気もあるはずなんです。それが無気力で不安で学校へ行けない。これは実に不思議なことで、どうしたことなんだろう。私、本当に、この背景にある、なぜ子どもたちを無気力や不安にさせているのかという要因を我々は考えていかなきゃならないのではないかとこのように考えております。

さて、こうした全国的な大きな課題を背負いながら、文科省でも、従来の学校の枠にとらわれない新しい試みを、岐阜県でも不登校特例校、そして我が郡上市でもF組をと、こういうふうに学校の組織というのか、学校の運営というのが多様化の方向へ向かって動いているというふうに私は見えています。これは、数は少ないですが、民間の私立の学校で、そういう先導的な取組があったんですが、そこでは従来の学校とは違った成果も上がっているようです。こういう成果も含めて、次のような観点で、取りあえず郡上市のF組はどうなっているんでしょうかというのを伺い

たいと思います。

まず第1点は、設置した場所は、学校は中心的な八幡中学校になるかと思いますが、その中学校の校内における位置はどこを利用されているのか。担当のスタッフはどのように配置されているのか。それから、ここから重要なポイントなんですが、このF組というのを、保護者や本人、生徒たちにどのように知ってもらっているのかということですね。一般的に広報的に広げていらっしゃるのか、取りあえずは対象の生徒さんだけにと、その辺の事情でございます。それから、カリキュラムは一応想定はされておりましたが、実際はどのように運用されているのか。また、開いてみて、運用を始めてみて、新しく現れてきた課題などはあるのかどうなのか。こういう観点で、分かる範囲で御答弁をお願いします。

○議長（田代はつ江） 熊田教育長。

○教育長（熊田一泰） お答えさせていただきます。

まず初めに、ちなみに先ほど野田議員が示された不登校のグラフですね、その中で、郡上市の現状というか、令和3年度の1万人当たりの現状については、郡上市は小学校については12.8ということで、全国とほぼ同じでございます。中学校については、中学は1万人当たり50人と先ほど野田議員が説明されました。郡上市の場合は32.4人ということで、約6割程度ということで、これを見ると不登校というのは、都会、田舎関係なく、小学校でもどこでも発生するという、郡上市も同じということが考えられます。でも、中学校で、かなりこれが復帰したり抑えられている点は——これで少ないとは言いませんけど——以前からやっております花輪先生における不登校対応研修、これはかなりの教員が受けておって、郡上市においては、どの学校においても、まちまちの指導でなくて、本当に郡上市方式というか、そういう指導をしておりますので、それが成果が出ているものと私は思っています。

では、質問の内容に入りたいと思います。

まず、F組でございますが、今年度から八幡中学校の南舎2階に教室を設置しております。子どもたちの教室はほとんど北舎でございますので、コミュニケーションに苦手意識があったり、できるだけ人と会いたくないというような様相を示している子が多いため、不登校生徒の多様な様態に対応できるように、生徒の教室と離れた場所に設置をしております。

それから、F組のスタッフでございますが、不登校対応指導員1名と、それからこれは市内の中学校全てに配置している相談員1名の会計年度職員2名でございます。しかし、決してこの2名だけで対応するのではなく、生徒が在籍している担任と連携しながら、校内の多くの教師が関わっていけるようにしたいとは考えております。

今年度に入って、昨年度からの相談室等の登校生徒もおりましたので、まず全校生徒に呼びかけるとか、そういうことはせずに、まずF組について広く広めていくことをせずに、今現在、不登校

あるいは不登校傾向となっている生徒やその家族に、こういうところもありますよということを周知始めたところでございます。これについては、夏休み前後には、ある程度、今、方向が定まってきましたので、全校生徒、あるいは保護者、そういう周知をしていきたいと考えておりますし、八幡中学校以外の学校についても、いわゆるお知らせというか、こういうところがありますということもしていきたいことを今考えております。

現在の利用者でございますが、今、毎日このクラスへ来ている生徒が2人、それから毎日ではないですが、ほぼ利用していますよという生徒が2名、計4名でございます。また、友人関係とかのトラブルや、家庭や学習での悩みなどで一時的にこの場所を利用した生徒は、5月末までに約20名以上おります。

現在、F組を利用している生徒について、内容でございますが、一人一人と相談をいたしまして、学習カリキュラムを一人一人に応じて作って進めております。心が非常に疲れているというときには心の安定のための休憩の時間や、あるいは相談員と話し合う時間とか、あるいは少し勉強に意欲があつて、ちょっとやってみたいというときにiPadを利用して学んだり、実際に子どもたちが使っている教科用のワークや教科書を使って自分で学習をやっておったりということで、一人一人と相談しながらですのでいろいろありますけども、スモールステップでできたことを積み上げていき、その後のエネルギーをためていけるようにというふうにして考えておりますので、今後活動についてはもう少し幅が広がっていったり、例えば教室で1時間受けたいよとか、あるいはタブレット、リモートで受けたいよという方について対応できるようにはしていきたいと思っております。

今回のF組の取組で、今までと大きな違いでございますが、これは、不登校傾向の生徒が学校に来たときに常にF組に寄って、そこで対応できる指導員がいるということでございます。今までは、不登校ぎみの生徒が学校へ来ることができたときは、これは空き時間のある教師とか、養護教諭などが代わる代わる対応をしておりましたが、その子たちが来たときに、その子たちのために対応できる指導員がいるということで、継続性を持って一人一人と相談して支援していくことができる体制が整ってきたと考えております。

今後考えられる課題、問題ということでございますが、先ほど議員もおっしゃった、対応できる生徒数に限界があるということもございます。まずは不登校の生徒や保護者に声がけをして、少しでもこの教室に入れるようになり、自立に向けて歩み出す生徒を増やしていきたいと考えています。

また、これは私も前も言いましたが、F組を設置したから市内の不登校がすぐにとか、あるいは大幅に減るものではないと考えております。もちろんこれにはほかの未然防止の方法であったり、教育相談、いろんなこととの連携が大事であります。

今後は、八幡中学校のF組の取組の成果をほかの中学校にも広げて、各校の相談室経営などに生かして、そのノウハウが少しでも生かしていければいいと考えております。

(9番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 野田勝彦議員。

○9番(野田勝彦) 全体として、私、まずまずうまくスタートをしたのではないかと、そういうふうには伺いました。本当、数名ですが、常時あるいは時々利用している、あるいは一時的でもそこへ訪れた子どもさんもいらっしゃるということですので、これが有効に、あまりにぎわうというのもおかしな話なんですけど、有効に作用していけることを願っております。

そこで、最後に課題というふうな形でおっしゃったんですが、やっぱり対応できるのも人数に限界があるのではないかと。今は専任が1人と相談員1人と。これが各学校に広がれば、それぞれの学校で対応できると思いますけど、やはりそんなに大勢は受けるわけにはいかないということもあるかと思えます。

しかし、一方で、2つ目の質問に入っていきますが――すいません、タブレットのほうは次のページをめくっていただけますと、これは文教の委員会のほうで出された資料でありますけど、教育支援員事業の中の不登校対策というその緑の帯の下であります。段階1、2、3と3つに分けて、下ほど不登校の症状といいますか傾向が強いということですね。段階3は、欠席がもうこれは続きそうやと、不登校になりそうやということで、具体的に欠席が始まっているという段階ですね。その上の2は、学校行きたくないという、たまには休んだりするという初期対応の段階が2と。1は、そういう症状は何もないんだけど、あるいはそぶりもないんだけど、未然の防止で、できるだけみんなが元気よく明るく登校してくれるようにといういろんな配慮というふうに考えるんですが、さて、このF組は、この段階3、2、1のどの段階まで広げていくかということですよ。3は当然、私はこれに該当すると思うんです。問題は、2あるいは1のほうは、果たして声をかけて、どう、F組来てみないというふうに1の段階の子どもに言うのもおかしな話です。その線引きといいますか、境界というのがなかなか難しいのではないかとこのように考えているんです。

それからもう一つは、ひょっとしたら、固有名詞挙げてあまりよくないかもしれませんが、福井県の勝山のきのくに学園のように、あそこは希望して子どもさんがいらっしゃるんです。同じように、私、通常の学級に行けるんだけど、F組を希望しますという生徒さんはどうするのか、お断りするのか、やっぱりね。そういう問題もやがては出てくるかもしれない。今はちょっと考えにくいけどね。

そうしますと、これからこのF組の範囲といいますか、迎え入れる範囲はどのように想定していくのかというのを伺いたいと思います。お願いします。

○議長(田代はつ江) 熊田教育長。

○教育長(熊田一泰) 先ほど議員がおっしゃったように、郡上市では不登校について、主に3段階で取り組んでいます。まずは、新たな不登校を生み出さない未然防止の段階と申しますか、

先ほど言いましたように、心のアンケートであったり、マイサポーター等の相談相手であったり。私は、そのほかにも日々の授業であったり、学級経営、あるいは郡上学などの特色ある行事、私はこれも全て未然防止につながると考えておりますが。

次に、登校渋りが始まった初期段階、これについては、もちろんカウンセリング、教育相談を中心に、議員がおっしゃったように対応していきます。そして、欠席が続くような子への個に応じた対応と、F組と言われたところでございます。

悩みを抱えている生徒がいることが分かって、その子や保護者と相談していく中で、これは解決していくためには長い時間がかかりそうだなというふうに分かることもございます。そうした場合に、今までは数日間、相談室登校だとか保健室登校しまして教室復帰できることも多くあったわけですが、結構長くかかってしまったり、来れなくなったりする場合もあったわけです。そういう意味で、心に悩みを抱えている生徒の居場所としてF組を短期間に利用する生徒や長期間になっている生徒、これは様々でございますが、全て生徒を受け止めて支援できる場所にしていきたいと考えています。

もちろん、心に悩みを抱えている生徒はF組を希望する生徒だけではありませんので、その中の人も、例えばストレスや悩みがもとで体調が崩れていて、保健室で休みたいという生徒もおります。生徒たちにとってはF組よりも、保健室で少し休んでから教室へ行くというような、そういう生徒もおる、そういう居場所も必要だと考えています。F組を希望するということは、やはり何らかの御本人さんが困り感を持ってみえる生徒であると考えられるわけでありますから、まずは生徒とよく相談をして、心のありようや生活の状況などを把握して、本人だけでなく家族も含めて、F組については相談をしていくことが、まず始まりかなと思っています。

ですから、先ほど議員さんの御質問のお答えになると思いますが、完全不登校の子しかF組に入れないとか、そういうことではございません。今後、希望する生徒数がどこまで増えていくかはまだ分かりませんし、増えていかないことのほうがいいんじゃないかと思いますが、そういう場合に多様な生徒を受け止められるように、今後の状況を見ながら、八幡中学校のF組だけにとどまらず、また、不登校児童生徒を支援する体制整備とか環境整備というのは、これからも進めていかなければならないと考えています。

(9番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 野田勝彦議員。

○9番（野田勝彦） ありがとうございます。そうですね、原因が多様なように、それに対する多様な取組が必要かと思っておりますので、大変な事業になるかと思っておりますが、ひとつ明るい方向に向かえるように頑張ってくださいと思います。よろしく申し上げます。

さて、3点目であります。保険証廃止に対する市の対応はどうされますかという大変悩ましい

問題でもあります。

マイナカード、これは今盛んに新聞報道がなされておりますので詳しくは述べる必要はなかろうと思いますが、スタート時点ではありますが、ゆえにということもあるでしょうが、たくさんのトラブルが見受けられるようです。これは単なる間違いで済ますわけにいかん面も、特に医療に関わるところは、薬の処方とか、あるいは既往症の判断など含めて、他人の情報が入ってくるなんてことはとんでもない話で、人によってはこれは命に関わることやという、そういうことを言われる方もあるくらいです。そんなことで、このマイナカードをめぐる問題は、今、本当に深刻な事態になっています。

それが来年の秋から、いよいよ具体的実施されていくのが保険証の廃止であります。御覧になられた方も多いかと思いますが、今朝の商業紙の2ページか1ページかどこかあの辺に、このマイナカードに対する世論調査がありました。これは共同通信かどこかの調査でしたけども、保険証との一体化をやめるべきだ、廃止すべきだ、あるいは延期すべきだという否定的な意見が72%でしたね、国民の。非常に高い数値で、皆さんは不安に思っているらしいと。

御承知のように、日本は世界に有名な国民皆保険の仕組みをつくり上げております。憲法第25条は生存権を規定しておりまして、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を与えている。それには、保険証を取りに行けない人も、取れない人も、取りたくない人も含めて、保険証は全ての国民に手渡さなければならない、これが行政の、私は義務だと思います。お年寄りで動けない方にも、生まれたての赤ちゃんも、保険から漏れてはならないということなんですね。そのためには、必要な人は取りにいらっしゃいではまずいですよね。明らかです、これは。

ところが、マイナカードは違いますね。御承知のように任意であります。俺は要らんという人もいらっしゃるやろうし、欲しいけども取りに行けない人もいらっしゃるやろうし。最近の2月の統計では、マイナカードの取得率が77%というのがありますが、これも多分間違いないと思いますが。ということは、かなりの人がまだ未取得であると。これは当然ですよ。要る者は取りに來い、プレゼントもあげるから取りに來いと言われても、まだ來ない人がいるという、來れない人もいるということですから。

ですから、マイナカードと保険証をリンクさせて一体化させるというのは、まさに水と油を一緒にして混ぜるようなものなんです。混じるわけがない、混ぜてはならない、私はそう思います。これをやらせるっていうんですから、これはどだい無理がある。事の本質はそこにあるかと思えます。

さて、こういう中で、マイナを持たない、持てない人が、保険証に代わる資格確認書というのを国は発行するからいいんだというふうに言うておりますが、この対応として資格確認書を発行する。でも、この確認書というのも、本人の意思でもって申請をしなければならないんです。結局マイナと一緒にありますよね。しかも、確認書は1年が有効期間ですから、毎年取らなければならない。大

変煩わしいことで、それができない人もいらっしゃるでしょう。

それからもう一つ、マイナを保険証として使う場合の問題点がよく指摘されていますが、本人確認の問題です。今は、皆さん御承知のように病院の窓口に行って生年月日を言えば、大体パスするんですね、本人確認される。ところが、今度はそうはいかないんですね。顔認証をするのか、例のパスワードという――。私、大の苦手なのがパスワード。覚え切れません。1つにまとめちゃうと危険やということで、まとめんようにしようと思って、どっかにメモをしておけば何にも意味はないし、本当に困ってしまうんです。これ、全ての国民にパスワードを覚えてきなさいなんて、大抵メモを書いてくることになるんですが、メモを忘れたり、どっか行ってまったり、大抵こういうことになっちゃうんですね。これは私の経験ですけど、本当に大変です、これは、正直言って。

病院の窓口も困られると思う。現に、全国で何百件と本人確認ができんもんで 10 割負担。保険が使えないんですね。こんなことが現に起こっちゃっているんです。10 割負担ですね。風邪引いたぐらいでは何とかなるかもしれませんが。

さて、来年秋から郡上市どうする、こういうことなんですが、確認書が発行されるからいい、これだけで私は納得できません。ぜひとも、それを越えた、郡上市民を守る無保険にならないような対策を考えていただきたいというのが、この質問でございます。まずは御答弁をお願いします。

○議長（田代はつ江） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、お答えをさせていただきます。

マイナンバーカードの健康保険証利用につきましては、令和3年10月20日より運用がスタートしました。このマイナ保険証では、入力ミスにより他人の情報をひもづけてしまったため、他人の情報記録等の閲覧が可能となったなどのトラブルも発生しております。こうしたトラブルに対しまして、現在、全データの再確認や、国から入力作業を行う健康保険組合などに対して点検作業を要請している状況となっております。

マイナ保険証につきましては、こうしたトラブルも発生はしておりますが、メリットもいろいろあるとされています。

まず、市民の方のメリットとしましては、自分のこれまでの薬剤服用歴や特定健診等のデータが自動で連携されることから、医師等に事細かく説明する手間が省け、過去の健康・医療データに基づいた適切な医療を受けることができます。入院など、窓口での支払いが高額になる場合に、限度額適用認定の事前申請をしておらず、限度額適用認定証がなくても自己負担限度額を超える支払いが免除されます。国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方では、定期的な健康保険証の更新が不要となります。医療保険者等が替わる場合は加入の手続きはこれまでどおり必要となりますが、転職や転居等による保険証の切替えは不要となります。

次に、医療機関等のメリットとしましては、患者さんから問診票等で聞き取るよりも、正確かつ

効率的に患者さんの過去の薬剤情報や特定健診等の情報を確認することができます。システムへの資格情報の入力等の手間が軽減され、誤記のリスクが減少することでレセプトの返戻を減少することができます。

また、保険者のメリットとしまして、資格喪失後の健康保険証の使用や被保険者番号の誤記による過誤請求が減ることで事務処理の負担が減少できます。健康保険証や限度額適用認定証等に係る事務手続や認定証の発行事務の軽減が図れるなどが挙げられています。

こうしたことから、健康保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体化させることを盛り込んだマイナンバー法等の一部改正案が令和5年6月2日に成立いたしました。これにより、令和6年秋に現在の健康保険証が廃止され、マイナンバーカードと一体化したマイナ保険証に切り替わる予定とされています。

議員からの御指摘にもありますように、マイナンバーカードの取得については任意でありますので、マイナ保険証を持たない方の保険診療を確保するために、現在、国から示されている対応策としましては、本人申請による資格確認書の交付、また経過措置として当面の間、本人による申請が難しいと判断された場合などは、保険者が職権での資格確認書の交付を可能とする。また、発行済みの健康保険証は、健康保険証廃止後1年間、先に有効期間が到来する場合は有効期限まで有効とみなす経過措置が設けられています。

市としましても、国等から発信されますマイナ保険証等に関する情報の収集に努め、この制度が実施された際には無保険扱いとなる方がないよう対応したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(9番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 野田勝彦議員。

○9番(野田勝彦) メリットも、ないわけではないんですね、確かに。私もそれは全面的に否定するわけではありませんし、確かにデジタル化のメリットというのは、そのような分野においては大いに活用すべきなんですが、最後におっしゃったのは、一番の問題点は、やっぱり無保険者が現れないようにということだと思っただけなんです。病院にかかるときに保険が適用されないということが絶対ないように。

そこで、先ほど御答弁にもありましたように、保険者が確認書というのを、申請がなくても発行できるわけですね。これはオーケーですね。そうしましたら、郡上市の場合はおそらく100%取得は無理ですので、マイナカードはね。ですから、その場合は申請がなくても確認書は発行するというのでよろしいでしょうか。あと2分しかありませんが、そこだけお答えをお願いします。

○議長(田代はつ江) 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長(田口昌彦) 今、御答弁もさせていただいたように、本人による申請が難しい

と判断された場合ということが限定とありますので、そのケースケースで適切な判断をさせていただきますたいと考えております。

(9番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 野田勝彦議員。

○9番(野田勝彦) よろしくお願ひします。本人の申請が難しいという判断は、本人に聞かなければなかなか分らんことやもんでね、これ結構大変な作業やと思うんです。でも、漏れることのないように、申請がない場合はどうされましたかと、そういう丁寧な、漏れのない手続をぜひともお願ひをしたいと思ひます。非常に難しい大変な作業かと思ひますが、どうかぜひともよろしく国民皆保険を守っていただきたいと思ひます。

いろいろと御答弁ありがとうございました。以上で終わります。ありがとうございました。

○議長(田代はつ江) 以上で、野田勝彦議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は13時50分を予定いたします。

(午後 1時38分)

○議長(田代はつ江) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 1時50分)

◇ 原 喜与美 議員

○議長(田代はつ江) 8番 原喜与美議員の質問を許可いたします。

8番 原喜与美議員。

○8番(原喜与美) それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。今回も2点質問をさせていただきます。よろしくお願ひをいたします。

まず最初に、道の駅長滝周辺の総合的開発整備と、複数の施設を統括する体制の整備について、副市長にお伺いをいたします。よろしくお願ひいたします。

本市の北部観光拠点として道の駅白山文化の里長滝、この周辺の総合的開発整備に市を挙げて全力を注いでいただくことを切に願うものであります。

道の駅周辺には道の駅本体、そしてあゆパーク、また白山文化博物館、瀧宝殿、そして当地は白山信仰の美濃地方の拠点である美濃馬場としての長滝白山神社があり、さらに若宮家より貴重な文化資産を寄贈され、より一層拠点として充実した内容となつて、まさに白山文化の集合した一大拠点としてふさわしい地域一帯となります。

加えて、周辺には阿弥陀ヶ滝、また村間ヶ池、終着駅の北濃駅、また転車台、千蛇ヶ池など、自然観光もすばらしい地域であります。足を伸ばせば高鷲スキー場や、夏には冷涼な高原気分が味わ

える大自然が待っております。また、石徹白には白山信仰の拠点である中居神社及び国の特別天然記念物である、石徹白の杉があります。

そうしたことから、この地域一帯の総合的開発整備を切に願うものであります。市内北部の一大観光拠点としての位置づけをしっかりと、整備に最大限の協力を願うものであります。

そこで思うことですが、この一帯の施設等の管理者が異なることであります。例えば、道の駅は商工観光部、あゆパークは農林水産部、白山博物館また瀧宝殿等は教育委員会、白山神社関連は地元氏子の皆さん、また、若宮家の文化資産は教育委員会となり、これを観光面で生かすとなると、また商工観光部も関わってまいります。そして、この道の駅そのものは市が指定管理団体をお願いをしておりますし、また、あゆパークは県から市が指定管理を受けるなど、施設一帯には複数の組織が関係しております。

それぞれの組織において連携をもって頑張ってみえることは承知しておりますが、あまりにも多くの組織が関係すると、まとめ役の必要性を私は感じるわけであります。現在でもうまく運営をいただいておりますので、そうした問題はないかとは思いますが、私にはこの一帯が、先ほども申し上げましたように白鳥地域であるので、白鳥振興事務所を一帯のまとめ役と位置づけて、一帯施設の連携を強化して、総合的有効活用と相乗効果を生かす試みを願うものであります。それによって集客力の強化を図ってもらい、連携を取って相乗効果を高めていくには、やはりその仕組みづくりが必要かと思えます。

その仕組みの必要性と、この一帯を市の北部一大観光拠点として周辺をまとめ、さらなる開発、活性化を願っておりますが、市の将来へ向けてのお考えをお聞かせいただきたいと思えます。副市長、よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 青木副市長。

○副市長（青木 修） それでは、原議員さんの道の駅長滝周辺一帯をはじめとして、白鳥地域を市の北部の一大観光拠点として、その体制と拠点の整備をどうするかということについてお答えをしたいと思います。

郡上市は御承知のように観光立市郡上ということで、観光を中心とした地域づくりを進めております。白鳥地域は、今お話があったように清流の長良川、それから白山文化等の歴史文化、そしてスキーやキャンプのアウトドア活動、さらには合併記念公園の施設を生かしたスポーツ、こうして一年を通じて多様な体験ができ、しかも滞在が可能な観光資源に恵まれております。

そこで、最初に白鳥地域を中心とした観光の現状と課題からお答えをしたいと思います。

まず、白鳥地域の観光入り込み客数の移り変わり、これは観光にお見えになった方の人数がどのように移り変わっているかということです。皆さん方のタブレットのところにグラフを御用意しましたので、それを御覧いただければと思います。これは、市の観光連盟が調査をしています観光動

態調査から取ったものでございますので、まず、平成 29 年から令和 4 年までの年間の観光入り込み客数は、平成 29 年から令和元年まで約 100 万人ありました。それが令和 2 年になると 68 万人に落ち込んでおります。これは御承知のように新型コロナウイルスが原因になっていると考えます。平成 29 年から令和 4 年までの観光入り込み客数の平均を取りますと約 87.7 万人で、年間 90 万人近い観光客が白鳥地域を訪れているということになるかと思えます。

それで、どのような目的で白鳥地域を訪れているかということについて、観光の目的別によって入り込み数の構成を表したものが、その下の円グラフです。この円グラフを御覧いただきますと、阿弥陀ヶ滝、それからあゆパーク、スキーなどのアウトドア目的が約 36%、温泉が約 16%、白鳥おどりを含む歴史や文化が約 5%、道の駅 3 つの施設の買物が約 43%となっております。こうして目的別で見えていきますと、道の駅の買物客が約 4 割を占めております。ですから自動車を利用した、いわゆる立ち寄り客が多く、白山文化を目的として訪問したり、あるいは滞在したりする観光客は少なく、アウトドア活動の観光客についてもそれほど多くないということが言えるのではないかと思います。

このことから、歴史文化やアウトドアの観光資源を十分活用を、まだされていないのではないかとこのことが言えると思えますし、一年を通して多様な体験をして滞在をする観光事業の展開にまでは至っていないということが、この目的から読み取れるのではないかと思います。

そこで、観光目的の傾向から見えてくる課題として、主なものを 3 点挙げます。

まず 1 点目としては、あゆパーク、それから阿弥陀ヶ滝、白鳥おどり、白山文化など大変優れた観光資源がありますので、そうしたものを結びつけて、白鳥を訪れたい、白鳥で体験したいといった観光客にとって魅力のある観光事業をつくり出すということが、まず課題として挙げられます。

それからもう 1 点目としては、白山信仰を物語る史跡ですとか、あるいは多くの重要な文化財がございますが、その価値があまり知られていないということ、それから白鳥地域の持つ歴史や文化の魅力が多くの人に効果的に伝わっていないということから、こういったことも効果的に伝えるということについては重要な課題だと思っております。

また、多くの人が立ち寄る道の駅を観光情報の発信とか、あるいは案内ということで、郡上北部の観光の起点として活用するということも課題となると考えております。

そこで、この白鳥地域の観光資源、それから観光客の目的、そして今お話をした課題を踏まえて、今後の具体的な対応策として、これは解決策につながると思っておりますが、観光コースの開発、そして道の駅の活用、それを具現する体制の強化、この順番でお答えをしていきたいと思えます。

まず、観光コースについてですが、観光目的の満足度を高める滞在型周遊モデルコースづくりに取り組むことが、まず課題の解決に必要なであると思えます。

例を挙げます。アウトドア目的でお見えになるお客さんを少しでも増やしていくためには、あゆ

パークを起点に川遊び、それからキャンプやサイクリング、白山信仰の史跡を巡るハイキングなど、自然、あるいは遊びや体験、歴史文化探訪等を組み合わせたコースが考えられると思います。今、皆様方のタブレットに表示されているのは要点のみでございますので、詳細はそこに記載はしてありませんので、私のほうのお答えをさせていただくことで御理解をいただければ幸いです。

それから、歴史文化目的で言いますと、白山文化博物館を起点に阿弥陀ヶ滝、それから白山信仰の神社や寺院、そして石徹白地域、こうしたものの史跡ですとか、あるいは文化施設など、歴史探訪や文化体験、研修を組み合わせる、こうしたことが効果的であるように思います。

そして、今度、スポーツ・レクリエーション目的については、合併記念公園や隣り合っています高鷲の吠グラウンド、こうしたところでのスポーツ大会とか合宿と、白鳥おどりやそれから拝殿踊り、温泉などを組み合わせていく、こういうスポーツ活動と文化や芸能体験、リラクゼーションの組み合わせによって、多くの施設を使っただけで可能性も伸びてくるというふうに思っております。

それで、次に道の駅についてですが、白鳥地域の観光の拠点としての道の駅の活用という方向性を考えていきたいと思っております。買物の立ち寄り先としての道の駅から、観光の出発点としての道の駅での役割を広げることがあると思っております。道の駅の立ち寄り客は観光客のおよそ4割を占めておりますので、道の駅に観光案内人の配置ですとか、あるいは観光総合窓口の開設ですとか、あるいは情報や観光相談スペースの設置など、白鳥地域の観光拠点としての役割を果たせるようにすることが重要だというふうに思っております。

それからもう一つ、白鳥地域やあるいは郡上市内の特産品の販売の起点と言えらると思っておりますが、起点としての道の駅の魅力をさらに高めることが次に考えられます。道の駅の立ち寄りになるお客さんの多くは、多分、郡上ならではの特産品というのを求めてお見えになっていると思っております。そういうことから、道の駅が白鳥ですとか、あるいは郡上の特産品の幅広い情報発信の起点になるということが観光客の皆さんの満足度を高めることになりまして、それが郡上ファンの増加につながっていくということが期待できるのではないかとこのように思っております。

そこで、今のコースづくりですとか、あるいは道の駅の活用ですとか、そういったことをどのような体制で行っていくかという、その体制の強化と拠点についてお答えをしていきたいと思っておりますが、まず体制、これも組織というふうに御理解いただければいいと思っておりますけれども、組織についてですが、それについて、私としては次の3つぐらいの条件を満足する組織でなければならないというふうに思っておりますので、まず1点目ですが、幅広い分野が連携できる組織であること。これは観光事業に携わる人、それから宿泊や飲食に携わる人、情報発信に取り組む人と観光連盟や観光協会、そして振興事務所などが一緒になって白山文化体験のコースを開発するなど、協働活動を行っていくことができる体制でなければならないと思っております。

先ほど御質問の中にありました様々な組織が複層していて、なかなかそれを統括できないのではないかというお話がありましたけども、管理を一元化するというのは難しいと思いますが、こうしたコースづくりをしつつ活用を図っていくということによって、その一体化というのは図られるというふうに考えます。

それから、その次ですが、白鳥地域の魅力を受け継ぎ、守り、そして世代をつなぐ組織となること、これが必要だというふうに思います。大変豊かな自然もあり、また、白山信仰や文化、白鳥おどりや拝殿踊りなどの芸能を含めて、白鳥地域の持つ独自性、そしてその魅力を次の世代に受け継がなければならないというふうに思います。そういう意味から考えますと、幅広い年代が参加をして、相互に学び合うことのできる組織であるということが必要に思います。

3点目ですが、白鳥地域から郡上市全域に広がる組織であるということ。これは郡上市内の他地域の魅力ある観光資源と白鳥地域の観光資源を結びつけた郡上市の周遊、市内の特産品の幅広い紹介、こういったことによって、白鳥地域の観光と郡上市全体の観光の活性化につながると思いますし、そういう意味で観光連盟との連携ですとか、道の駅との相互連携ができることが望ましいと考えます。

そこで、今申し上げた条件を踏まえたとなると、今後どういう組織体制でいけばいいかということになりますが、それにつきましては、現在ある組織をどのように活用していくかということが、恐らく基本になるだろうと思います。現在、白鳥地域には白鳥振興プロジェクト委員会の設置がされております。これは令和5年の4月に設置されたものですので、その前は白鳥観光協会戦略会議というのが令和4年5月に設立されております。その今は発展した形態になっていますから、この組織を活用することが大事だろうと思います。

この組織には白鳥振興事務所が事務局となって、白鳥町の観光協会、それから民間の事業者、そしてアドバイザーなどで構成をされております。今、もう既に月に1度もしくは2度の会合を開いて、観光を中心とした地域づくりについて協議が進められております。

例えば、委員の皆さんが、白鳥地域の観光として何が魅力的なのかというのを、市内を実際に回りながら自分たちの目で確かめるといった取組をされておりますし、その中で白鳥地域を中心とした滞在型周遊のモデルコースの構築も試みられております。こうした活動が既に行われている白鳥振興プロジェクト委員会と、それから市の商工観光部、あるいは政策推進課等が連携をして、組織体制の強化と活動の拠点について、これから具体策をまとめていこうと考えております。

もう少し組織の強化について具体的に申し上げますと、白鳥振興プロジェクト委員会を基にして、観光を中心とした地域づくりを引き続いて幅広く協議をしていく組織、あるいは合議体というものが必要に思います。

それからもう一つは、例えば滞在型周遊モデルコースの構築ですとか、あるいは各観光施設との

協働活動をはじめ地域づくりの事業の企画、あるいは運営、そして各種の事務など具体的な事務を実行できる組織体制を整備することが必要だと思います。こうした組織にどういう人材を配置していくかということも大変重要なふうに考えておりますので、これからプロジェクト委員会と、市のほうとしては協議を進めていきますが、まず組織として採用する職員、それから一定期間支援をしていく市の職員の配置、こうしたものも検討の課題になると思っております。

そこで次に、今度、活動の拠点としての条件を幾つか挙げたいと思います。まず、観光や産業、それから交通などの情報が集めやすく、それから発信しやすいこと。それから事務とか作業など、これができる施設であって、当然ですが、一定の広さのある駐車場があること。そして国道などの交通の便がよくて、人が集まりやすく、一定の認知度があること。それから隣接しているところに物産販売とか、あるいは食の提供ができる施設があること。こうして考えていきますと、道の駅は重要な拠点としての候補になり得ると思います。もちろん、ほかの公共施設もあると思いますので、道の駅をはじめとしてこういった施設が拠点として望ましいかということについては、今後検討していきたいと思っております。

今、申し上げた組織体制と、それから拠点について、今後、関係部局と十分協議を進めながら、具現ができるような努力を続けてまいりたいと思っておりますので、以上で原議員さんの御質問について回答とさせていただきます。

(8番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 原喜与美議員。

○8番(原喜与美) ありがとうございます。大変私にとってはうれしい答弁を頂きまして、喜んでおるところでございます。その新しい組織の発足についてはあまり詳しく知りませんでしたので、申し訳ありませんでしたが、どうぞ私も期待をしておりますので、この先、ひとつよろしく願いをいたしたいと思っております。ありがとうございます。

それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。観光面におけるアフターコロナ対策について、担当部長に伺いをいたします。

令和2年より世界的規模で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症については、本市においても広い分野にわたって大きな爪痕を残し、それによりいろいろな被害や、また損害を受けられた事業者の方々も多くあると思われまます。事業者の中には廃業に追い込まれた方もあるように聞いております。本市にとっても大きな経済的ダメージと損失を強いられたことと思っております。とりわけ観光立市郡上を旗印に観光事業にかじを切っている本市にとっては、観光客の減少が大きな痛手となっております。そこで今回は、この観光事業面に的を絞ってお伺いをいたしたいと思いません。

まずは、この3年間における観光客の入り込み状況と、また宿泊業や土産物店などの売上げの減

少の状況、また廃業された方や規模縮小などをされた方々はどのくらい市内にはあったのか、分かる範囲でよろしいですが、お知らせいただきたいと思います。

そして、コロナ感染症に係る国や県からの補助金に加え、市にとっても独自の支援を続けてまいりましたが、事業者の方々にとっては十分とは言えなかったかもしれません。これからが正念場です。しっかりと支援の手を差し伸べ、観光事業に力を入れてもらう必要があります。

そこで、今後の観光事業に関する対策はどのようにしていくのか、ありきたりの策ではかなわないと思われる。かなり大胆な策を講じる必要も感じます。思い切った方策を打ち出し、廃業や規模縮小をされた方々も再度頑張ってもらえるような支援策など、今後どのようなお考えであるかを伺いいたします。よろしくお願いたします。

○議長（田代はつ江） 可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） それでは、お答えをさせていただきます。

初めに質問の1番目でございますが、コロナ禍の過去3年間における観光客の入り込み状況についてですが、暦年で申し上げます。令和2年の観光入り込み客数は386万人で、コロナ禍前の令和元年の565万人と比較しまして179万人、比率でいいますと31.6%減少しております。また、宿泊者数は31万人で、これも元年の47万人と比較しまして16万人、33.5%減少したところであり、令和3年につきましては408万人の観光入り込みで、元年と比較して157万人、27.8%減少、宿泊者数は30万人で、元年と比較して17万人、36.6%の減少でありました。また、令和4年におきましては479万人の観光入り込みでございまして、元年比較で86万人、15.2%の減少度、宿泊者数は40万人の、元年比較で7万人、15.1%の減少ございました。

このように3年間の推移を見ますと、令和2年から令和3年にかけては年間の観光入り込みは大きく落ち込んだところでございますが、ワクチン接種の進捗や、春以降はコロナによる行動制限もなかった令和4年につきましては、少しずつではありましたが、郡上市への観光入り込みも回復してきたというような状況でありました。

次に、御質問の宿泊業や土産物店などの観光事業者の売上げ減少の状況についてでございますが、これは個々での把握というのは非常に困難でございましたので、商工観光部が令和2年度から令和4年度にかけて実施をいたしました観光事業者経営安定化補助金の実績を基に申し上げさせていただきます。

今申し上げましたこの事業と申しますのは、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、経営の安定に支障が生じている市内の食事提供施設や宿泊施設、土産物販売施設などの観光事業者を対象に施設の固定費の一部を支援したものでありまして、その内容は売上高がコロナ禍前の令和元年等の同月と比較して20%以上減少し、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上げが同期と比べて20%以上減少している事業者を支援した制度でございます。市内の690の観光事業者を対象に

実施いたしまして、令和2年度の4月から10か月間実施した実績では、208事業者668件に対して1億6,074万1,000円を支援し、令和3年度では2月から8か月間実施いたしまして、115事業者415件に対して1億4,977万1,000円を支援を行ったところであります。また、令和4年度では1月から5か月間実施して、72業者200件に対して7,137万5,000円の支援を行いまして、このコロナ禍の3年間にわたって継続的に実施をしてきた事業でございます。

これらの実績から、コロナ禍前の令和元年度と比較して売上高が20%以上減少している事業者は、対象とした690の観光事業者全体に対しまして、令和2年度は30.1%、令和3年度は16.7%、令和4年度は10.4%を占めた状況でありまして、観光入り込みの推移と連動しまして、売上げ減少も年度を経るにつれて緩和されてきた状況でございました。

また、コロナ禍の3年間において廃業や営業規模を縮小した事業者につきましては、これは郡上市の商工会の調べによりますと、令和2年度には廃業が57件あり、そのうち観光事業者は5件、令和3年度は49件で、うち9件、令和4年度は27件で、うち4件が観光事業者でありました。そのいずれも廃業理由というものは高齢化によるものでありまして、コロナの影響から営業不振によって廃業に追い込まれた事業者という方はなかった状況でございました。

コロナ禍におけるこの3年間で、観光事業者に絞って支援事業を実施してきました新型コロナウイルス観光緊急対策事業は、令和2年度には、今申し上げました観光事業者経営安定化補助金をはじめ郡上に泊まろう支援事業、そして特産品プレゼントキャンペーン事業など7事業を実施し、総額1億9,197万1,000円を支援しております。

令和3年度には、経営安定化補助金はもとより特産品等消費拡大事業、OTA市内宿泊割引クーポン発行など9事業を実施しまして、総額2億5,006万6,000円を支援いたしております。

また、令和4年度では経営安定化補助金を継続するとともに、市内体験施設割引事業や教育旅行支援助成金など4事業を行いまして、9,243万1,000円を支援したところでございます。

観光事業者にとっては、このコロナ禍の3年間というのは、今までに経験のない厳しい時期であったと認識しておりますが、郡上市においても、国、県の支援に合わせて切れ目なく独自の支援事業を実施してきたところでありまして、このことが郡上市でのコロナの影響を原因とする廃業を防ぐ一因になったのではないかと考えているところでございます。

それで、ポストコロナを迎えて、今後の郡上市の観光振興、観光施策につきましては、観光事業者全体へ波及をさせて売上げ増進を図っていくために、DMOの郡上市観光連盟と連携しながら、周遊・体験・滞在型の観光というものをさらに推し進めてまいりたいと思っております。特に、DMOである郡上市観光連盟が実施する「TABITABI郡上」を生かしたデジタルマーケティングによって、交流人口の増加から市内における旅行消費額の増加というものを目指しております。現在、ウェブ会員である郡上ファンクラブの会員数は、令和4年度目標の2万人を超え、2万

3,704 人に達しております。今後は、登録されたファン会員の維持ということと、郡上への愛着度を高める施策に重点を置き、国内旅行者をターゲットとしたマイクロツーリズムの充実を目指してまいりたいと思っております。

さらには、観光消費額が高い訪日外国人誘客では、従来からの台湾、タイ、香港などアセアン諸国、東アジアの団体旅行客の復活だけではなくて、訪日旅行における平均滞在日数が 10 泊以上という長期滞在が望め、そして観光消費額も全国平均の約 16 万円をはるかに上回る欧米豪の個人旅行者をターゲットにした新たな施策を展開してまいりたいと思っております。

既に昨年度までの 3 年間、国際競争力の高いスノーリゾートづくりを目指して、市内のスキー場では訪日外国人の受入れ整備が進められたところであります。

今年度からは、新たなフェーズとして積極的に海外での誘客活動を行うために、5 月には市内スキー場関係者と郡上市観光連盟がオーストラリアでの個人消費者をターゲットとしたスノートラベルエキスポへ出展をしたことや、旅行業エージェントへの訪問など、プロモーションを積極的に展開したところでございます。

また、現在 60 万人の訪日外国人を受け入れる高山市との新たな連携に向けて協議を、現在進めているところです。このことは、今後の北陸新幹線金沢―敦賀間の開業や中部縦貫自動車道全通を見据え、北陸方面からの新たな観光ルートの整備によって、欧米豪の個人旅行者を誘客するための取組に現在は位置づけているところでございます。

さらには、「日本一のおどりのまち、郡上」の推進であります。ユネスコ無形文化遺産に登録された郡上おどりや、寒水の掛踊の魅力を国内外に発信するとともに、白鳥おどり、白鳥の拝殿踊りと合わせた踊りキャンペーンを積極的に実施することで、郡上の踊りの PR はもとより、歴史文化を併せ発信し観光誘客を高めてまいりたいと思っております。

今申しあげましたこれらの観光施策を、短期、中期のスパンで推進しながら、デジタルマーケティングによる科学的データに基づいた情報の収集と分析によって、次なる打ち手を明確にし、観光事業者が共有することで売上げ増進や規模の拡大、そして観光分野への新規参入者の増加などに結びつけてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(8 番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 原喜与美議員。

○8 番(原喜与美) ありがとうございます。コロナの関係で郡上市内においても大きな打撃を受けているということでございますが、徐々に回復しているという御報告でございました。ありがたいことだなと感じましたが、さらにこの先、手厚い支援をしていただきまして、観光立市郡上のともしびは消さないで、どんどん燃え上がるように力を注いでいただきますことをお願いいたしまして、私の質問は終わらせていただきます。

少し時間を残しましたが、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、原喜与美議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は14時40分を予定いたします。

（午後 2時26分）

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 2時40分）

◇ 尾 村 忠 雄 議 員

○議長（田代はつ江） 15番 尾村忠雄議員の質問を許可いたします。

15番 尾村忠雄議員。

○15番（尾村忠雄） ありがとうございます。議長さんより許可を頂きました。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今朝、テレビを見ておりましたら、コロナが5月8日ですか、2類から5類になったけれども、その5月から見ると2倍ぐらい増えているというようなことをテレビでやっておりました。

先般、私もある人とお話をしているとき、もう100年も前なんですけれども——百何年か分かりませんが——例の結核がはやった頃、宮沢賢治という小説家、詩人でもありますけれども、この方の話をされておって、お話を聞いておりましたんですけれども、皆さんも御存じのように、「雨ニモマケズ、風ニモマケズ」という詩人でありまして、また小説等には「風の又三郎」とかありますけれども、あの方も結核で亡くなられたということでもあります。妹さんも結核で亡くなられたということで、当時は不治の病と申しますか、そういった形で100年ごとにそういったことが繰り返されるのかな、というようなことを思いました。けれども、宮沢賢治は「雨ニモマケズ、風ニモマケズ、雪ニモ夏ノアツサニモマケヌ」ということで頑張っておられたということで、現在コロナも多少増えておるようなことでもありますけれども、徐々に終息していけばいいなと思っております。

今回の質問は、白鳥インター周辺の整備構想計画の2回目の質問になります。

1回目は昨年の3月議会でありましたけれども、この調査内容については、昨年でしたので、調査結果は2か年にわたってされたということでもあります。昨年の3月は1年目と申しますか、令和3年度の調査結果について説明をしていただきました。去年、令和4年度はどうであったかということについて、まず1点目お聞きしますので、よろしく申し上げます。

○議長（田代はつ江） 尾村忠雄議員の質問に答弁を求めます。

三輪市長公室付部長。

○市長公室付部長（三輪幸司） それでは、防災拠点、物流拠点の調査結果につきましてお答えをさせていただきます。

まず、調査の概要についてでございますが、東海北陸自動車道と中部縦貫自動車道の今後の整備拡張計画を踏まえまして、両道路の結節点となる白鳥インター周辺の将来的な防災拠点、物流拠点としての可能性ということについて、令和3年度、4年度の2か年にわたって調査を行っております。

1つ目の防災拠点についての調査でございますが、令和3年度につきましては、防災拠点に求められる機能の抽出と分析などを行っております。令和4年度の調査事業につきましては、岐阜県内の広域防災拠点の現状や南海トラフ地震のハザードマップを調査するとともに、それを踏まえた対象カバーエリアと必要な施設規模、床面積の積算の算定を行っております。

広域防災拠点の現状ということでございますが、郡上市の合併記念公園は県指定の広域防災拠点であります。屋外の公園であるため、一次物資拠点としての指定はなく、指定済みの県内9か所の施設においても、体育館、ホール、会議室等ございまして、物流機能を持たせるための十分な施設であるとは言い難いというような状況でございます。

また、岐阜西濃圏域の拠点に関しましては、南海トラフ地震が発生した際に大きな揺れでありますとか液状化の危険性が高いため、物資拠点として機能しない可能性が高い状況となっております。

昨年度の調査内容でございますが、南海トラフ地震発生を念頭に置きまして、岐阜県全域を対象として、発生時に必要な物資の保管施設の規模についての試算を行っております。また、リスクヘッジというような観点から、ある程度分散して保管するという考えもあるということから、被災地へのアクセスが円滑に行われる場所に配置することが効果的であるというような視点に基づきまして、県内高速道路でのアクセスを前提とした保管物資の対象範囲をパターン分けしまして、それぞれに必要な物資の保管規模についての試算も行っております。

調査結果でございますが、県災害時広域支援計画における南海トラフ地震発生時の被災想定人数は、岐阜県全体で約16万1,000人でございます。中濃圏域では約1万8,000人と想定されております。また、1週間分の保管を前提としました必要な物資の保管施設規模の試算では、発生から3日まで、非調理食品でございますとか、トイレ、生活用品等につきましては、県全域で約6万平方メートル、中濃・飛騨圏域では約8,000平方メートルとなっております。発生から4日以降でございますが、3日までの物資に加えた生活用品でありますとか肌着類等を含めましては、県全域で約17万3,000平方メートル、中濃・飛騨圏域では約2万4,000平方メートルと試算されているというような状況でございます。

次に、2つ目の物流拠点についての令和4年度の調査でございますが、平時には物流拠点、非常時には防災拠点として活用する施設を白鳥インター周辺に配置する可能性について調査を行いました。

た。

調査の内容でございますが、令和3年度では基礎調査としまして郡上市の産業構造でございますとか、製造品出荷額、製造業事業所数や県内の卸売業、小売業、年間商品販売額規模等の分析と、大手・中堅運送事業者10社へのインタビュー調査を行っておりますが、白鳥インター周辺の物流拠点の需要や可能性については厳しい見解を示す結果となっております。

令和4年度では、さらに可能性を探るためにアンケートの対象エリアと事業者を拡大しまして、岐阜、愛知、富山、福井各県運送会社、これら各県に工場や事業所を有する荷主企業、運送事業者の顧客であります製造業・流通業事業者へのアンケート調査を実施いたしました。運送事業者向けアンケート調査につきましては、約1,400社へ送付しまして回答率は約20%でありました。荷主企業向けアンケート調査は、約1,100社へ送付しまして、回答率は約12%となっております。

調査内容についてでございますが、運送業者への主なアンケート調査の聴取事項は、東海北陸自動車道の利用状況でありますとか、郡上市内の各インターチェンジの乗降状況、中部縦貫自動車道との接続による東海北陸自動車道、郡上市内各インターチェンジ利用への影響など多項目を調査しておりますし、荷主企業については、東海北陸自動車道の利用状況でありますとか、指定事業所の存在する東海北陸各県の確認、東海北陸自動車道利用時の貨物発地、納品先などの項目の調査を実施しております。

調査結果についてでございますが、物流拠点の立地につきましては、製造拠点や仕入れ元からの入庫時の輸送距離でございますとか、納品先への配送距離をできるだけ短くするために、生産地か消費地のいずれかに近い立地が希望されるケースが多い状況となっております。白鳥インター近隣地につきましては、荷主企業や納品先の集積が見られず、また、集荷する貨物需要でありますとか納品貨物量が乏しいということは、物流施設立地としては大きなマイナス要素と見られておりまして、加えまして降雪でありますとか積雪のリスクが大きいということは、安定的な物流業務を行う上で不利な要素と認識されているというところでございます。

しかし、東海北陸自動車道と中部縦貫自動車道との結節線となり、愛知と北陸の中間的な立地にあることによって多方面に運行業務を展開しやすいこと、BCP対応でありますとか、非常時の迂回路確保がしやすいことなどといった白鳥インター近隣地のプラス要素は、ある程度、運送事業者や荷主企業から理解を得られていることも確認できております。

以上のことから、日本の高速道路の結節線という利点はあるものの、白鳥インター周辺には目立った産業集積でございますとか商業集積が見当たらないということから、物流拠点の立地としての優位性が必ずしも高いとは言えないとの結論に至っている状況となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

(15 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 尾村忠雄議員。

○15番（尾村忠雄） ありがとうございます。

将来的には道路網の整備等々を考えたときに、中部縦貫自動車道についても令和8年開通予定ということでもあります。こういったことを考えたときに、私は、ターゲットは結節点、中心になるところがこの白鳥インター付近ではないかなというのを思っておりますので、今後こういった高速道路のつながりによって、北陸道、また中京圏等々がつながって広域交通のネットワークが形成され、文化や観光資源等々を生かした地域振興や産業経済の発展が見込まれてくると思っておりますので、そういった意味において、結節点を生かす今後の市の考え方に期待をしたいと思っております。

次に、白鳥インター北側にありますチェーンベースについてお伺いをいたします。

東海北陸自動車道は平成20年7月に全線開通、平成31年3月、白鳥インターチェンジから飛騨清見インターチェンジまでの区間、4車線化が完了いたしました。このうち高鷲インターチェンジまでの区間は降雪となるため、平成30年11月に先行して供用を開始されたと、前回御答弁を頂きました。そのときに、白鳥インター北部にありますチェーンベースを設置していただいたと聞いておりますが、今現在、車のタイヤもほとんどがスタッドレスタイヤとなり、冬期にはあのスペースは排雪場となっているかとは思いますが、降雪にもよりますが、ほとんど利用がないと推測をしています。

また白鳥インターは、那留ヶ野台地の一等地であり、風光明媚なところであり、山については西側には俗に言うこんだら山、駒ヶ岳をはじめ福井県境の山々、北側には毘沙門岳、大日ヶ岳、また別山に向かう三ノ峰と、また東には白尾山を中心とした山々が、眼下を望めば白鳥の町を中心に、白鳥北部から南部まですばらしい町並みが見られます。

こういったことを踏まえ、市として今後の考え方、もちろんNEXCO中日本の考え方で進められなければならないと思っておりますけれども、市としてのこのチェーンベースについてどう考えておるかお伺いします。

また、今後の在り方についてはどう考えているか、この次の質問で市長さんにお伺いをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（田代はつ江） 小酒井建設部長。

○建設部長（小酒井章義） それでは私のほうから白鳥のチェーンベースに関しまして、御回答をさせていただきたいと思っております。

ただいま議員の方からお話ありましたように、白鳥インターチェンジの付近に、これは上下線ともチェーンベースが設置されておまして、これは主にチェーンの脱着場ということが本来の目的となっております。中日本高速道路株式会社のほうに確認をいたしましたところ、冬期には大型車

や普通車の一部がタイヤチェーンの脱着を行うために、現在もこのチェーンベースを利用しておると。また特に冬期大雪になった場合も当然のことながら、スタッドレス以外にもチェーンが必要という機会もありますので、そういったとき利用されているというところでございます。

そのほかにも、本線のチェーン規制を実施した際には、通行車両のタイヤのチェックを行うための場所ということでの利用をしたりとか、降雪時には本線の橋梁等で本線以外に排雪ができないような状況、そういった場所につきましてはダンプ運搬によりまして、雪を運びまして、ここに堆雪をするという堆雪場としても利用されているということでした。

また、冬期以外につきましては道路の管理のための、いわゆるNEXCOさんの管理車両、こういったものの待機場所という形でもこのスペースを利用されているという状況であることをお聞きいたしました。

中日本高速道路株式会社としましては、タイヤチェーンの脱着スペースや除雪した雪の堆雪場の確保につきましては、高速道路の管理業務におきましては必要な部分であるということで、今後も引き続きこの白鳥チェーンベースとしての利用はしていきたいというような御意向を確認させていただいたところでございます。

市といたしましては、白鳥チェーンベースのこのスペース、この活用も含めまして、白鳥インター、ここを基準とする関連する周辺の整備、こういったものも踏まえまして、中日本高速道路などと今後も協議を進めていきたいと考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(15 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 尾村忠雄議員。

○15番（尾村忠雄） ありがとうございます。いずれにしても、道路のネットワークにより広域交通ネットワークが形成されることにより、物の流れ、物流、人の流れ、観光・文化等地域振興や産業経済のさらなる発展が見込まれると思っております。

中部縦貫自動車道を考えたとき、先ほども言いましたが、令和8年春には北陸道と東海北陸がつながるといふことであります。道路状況によっては中部縦貫自動車道も、近いうちには、ひょっとしたら片側2車線の工事も夢ではないと思っております。また、濃飛横断自動車道についても、本年、八幡城築城90年ではありますが、この自動車道については築城100年には開通の期待もあります。

いずれにしても、こうして2つの自動車道の完成の暁には、配付の地図のように眼鏡の形となり、その眼鏡の中心が白鳥インター付近になると考えられます。タブレットを見ていただければ、この地図が載っておりますと思ひます。中部縦貫自動車道、北陸道からひるがのへ下りてくる道、そしてまた、中部縦貫自動車道から中央道から濃飛横断自動車道へつながる。ここが連結点になろうかと思っております。

そういった意味で、これがつながれば関東、また中京圏はもちろん、関西のほうからも、こちら辺が、大体白鳥インターが中心になるような場所になるのではないかなというようなことを思っております。やはり大きな施策の中で、広い視野に立って創造し実行に移していくことが大切だと考えています。それには、このチェーンベースが施策の鍵となり、夢が大きく広がっていくと思っております。

日本の中心として、また、中部圏域の広域交通ネットワークが形成された暁には、文化・観光資源を生かした地域振興や、また産業経済の発展が見込まれるのは、この白鳥インターチェンジ付近の計画であると確信をしています。夢のような思いではあるかと思いますが、まずは施策を打たなければ実現はできません。

そういった中で、先ほど御答弁いただきました、1点目で質問しました防災拠点施設については、合併記念公園が県の指定になっているということでもあります。また、白鳥中学校の北側にある町の体育館等も老朽化してきておるといふことでもありますので、併せて災害時に簡易的な宿泊もできるようなことも考えた体育館ができないか。また、物流拠点施設については、地図のように自動車道が整備されたならば、かなりの広域な対応が望まれるのではないかなと考えます。

また、場所についても前回申し上げましたけれども、白鳥インター西側、また県の苗圃もあります。こういったことも活用できればと思っております。

また、2点目のチェーンベースの考え方についても、国交省、NEXCO中日本の計画がある中で、PA、SAについても、もちろん考えをお聞きしますが、考え方としてはハイウェイオアシスについてもあろうかと思えます。このことについて、白鳥インターを中心に、北は城端、南は木曾川の川島パーキングにオアシスがあります。白鳥インターからは、両方とも約1時間で到達する圏内にあります。こういった点においても、立地、また時間的にもふさわしいと考えますが、こういったことに鑑みながら、市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたします。

ただいま尾村議員から御指摘がありましたように、現在、福井県内で整備が進められております中部縦貫道は、現在、福井県内、着々と工事が進んでおりまして、過日は勝原インターというところまで開通をいたしました。今年の秋には、私ども九頭竜湖駅と言っておりますが、越美北線の駅のあるところの近くですけれども、そこまで延びてくると。そして令和8年の春には油坂道路と接続されるということで、言わば北陸道とそれから東海北陸自動車道が、中部縦貫自動車道という大きな動脈によって結ばれるということになろうかと思っております。

そしてまた、今、尾村議員がお示しいただきましたように、この八幡からは濃飛横断自動車道が、特に堀越峠工区の国の直轄権限代行というようなことで、峠道を別のルートで克服するといったよ

うな工事も進められることになっております。

そういうことを考えますと、図示をしていただきましたように東海北陸自動車道と北陸道と中部縦貫自動車道、これは福井県内の中部縦貫自動車道と、それから清見から分かれていって、最後は松本のほうへ抜ける中部縦貫自動車道、そして中央自動車道、そして濃飛横断ということですが、こうした道路ネットワークを考えると、まさに図示をしていただいたような8の字の幹線道路ネットワークが構成されるということでありますので、私たちもしっかり夢と希望を持って、こうした道路ネットワークを生かしていくことを考えていかなければいけないと思っております。

そういう中で、令和3年度、4年度と進めた物流拠点、防災拠点の整備でありまして、先ほど三輪市長公室付部長が答弁をしたような結果になりました。私としては、調査結果としてはかなり厳しい結果が出たというふうに思っております。必ずしも、こういうネットワークの下に、私たちがこういう可能性はどうかというふうに考えた広域防災拠点なり物流拠点が簡単にできるものではないということは認識をさせていただきました。

ただ、防災拠点については先ほども申し上げておりましたが、現在、県内にある防災拠点は、必ずしも例えば大きな物資の集散拠点としてのスペース、特にまた品物を扱おうとすると、重機もその屋内に入れることのできるような、例えば建屋というようなものが必要だということを考えますと、現在体育館を利用してというような広域の物流拠点は、必ずしも十全なものではないという点は認識をしたつもりであります。

したがって、今後、そういう本格的な防災物流拠点というものの可能性はないのかということについては、引き続き検討をしてみたいと思っております。

そして、次に物流拠点でありますけれども、物流業界においては、2024年問題というようなことで、運転者があまりにも長期の労働時間をするのができないとか、そういう意味では新たな局面に入っているとされておりますが、今回説明しましたように、物流会社、それから荷主系の会社、そうしたところにアンケート調査をかけて得た結果は必ずしも芳しいものではございませんでした。

と申しますのは、やはり物流拠点というのは最終の配送先に近いところか、ないしは荷主がたくさんあって、それを一旦収納するところとかというようなどちらかであって、どちらにもその距離が遠いところといいますか、中間点のようなところというのは、むしろ物流業者にとっても、あるいは荷主系の企業にとってもあまり魅力がないと。それに加えて白鳥等は、いわゆる雪の関係があるというようなことで、あまり私たちが期待していたほどの魅力に関連の会社は感じてくれないという点は認識をしたところでございます。

ただ、これから技術がどんなに進んでいくとか、いろんな環境条件も変わっていきますので、そういう可能性が全く今後ないとも言えないと。そういう両にらみで、生産拠点にもある程度アク

セスできるし、あるいは大都市等の消費地にもある程度の距離で行けるといふところは可能性がないでもないという指摘をした企業もございました。

そういうことで、今後とも可能性が全く否定されたわけではありませんけれども、そうしたことを考えて、特に物流というようなものは、私たちが単に用地を造成して、はい、どうぞと言っても、まさに物流業者が魅力を感じて、ここに立地をしようというふうに決定してくれなければ何ともならないものでありますから、今回の調査を見ながら、今後の状況の推移も見守っていきたいというふうに思っております。

それから、冒頭、尾村議員も御指摘になったように、まさにこれからの変化は、まず当面は中部縦貫の福井県側の道路がどんどん工事が進んで、とにかく北陸道と東海北陸道が中部縦貫道の言わば西側の部分、福井県内の道路によって結ばれるということは、割と近い時期に実現をするだろうというふうに思っております。

確かにおっしゃるように、こういう道路ネットワークが整備をされますと人や物の流れが変わっていくということはあると思いますので、私たちはその人や物の流れがどのように変わっていくかということを予測し、そしてそれが確かに好ましい期待といえますか、夢、そういうものばかりでなくて、ある意味では、これは警戒をしなきゃいけないよという点もしっかり見落とさないで考えておく必要があるというふうに思います。

北陸道からたくさん入ってこられる人の流れにしてもそうですけれども、これを郡上市内で、しっかり降りるべきところには降りてもらって、観光をしてもらうとか消費してもらうとかという魅力がなければ、単に幹線道路が通ったというだけで、郡上市内を通過されるということになると思います。

これは同じように、これまでなかなか白鳥から西のほうへは道路が整備をされていなくて、行きにくかった東海とか南のほうからアクセスされる観光客が、道路がよくなることによって左折してしまわれて、福井県のほうへ大量に流れると。したがって、これまでは東海北陸自動車道で高鷲や高山というようなところへ行っていたいただいたものの、かなりの部分は今度は福井のほうへ流れるという、そういう面も考えておく必要があると思います。

したがって、究極大切なことは、先ほど原議員と青木副市長の間で交わされたような、やはり郡上市内に降りてもらって、せつかく整備された道路を使って郡上市内に用事をつくってもらって、降りてもらって、目的をつくってもらって、このことが一番最重要であると思っております。

そうしたことで、これまでの可児部長が申しあげました観光施策も含めてですが、整備をされた道路によって、この郡上の地域へ来られる方にやはり降りてもらって。これは、リニア新幹線等を通じて、中津川から来られる方の流れについても同じことです。そういう努力が必要なのではないかと思っております。

それから、先ほどお話がありました、現在、東海北陸自動車道の白鳥インターの北側にある上下線のチェーンベースについては、NEXCOにはNEXCOの考え方があるようでございますが、尾村議員が提案された、例えばハイウェイオアシスというような形で新しい発展形というのは1つの考えるべきアイデアであると思っておりますが、いずれにしろ、現在ある白鳥インターから、下り線と言いますと、上って北へ向かう側、あるいは東海北陸のほうからですと北から南へ向かう車のチェーンベースという形で、高速道路のああいう道路の両側にある施設は、それぞれ向いた方向のスペースしか、そこへは入りません。

したがって、仮に中部縦貫が連結したとしても、例えば多くの車の流れが東海北陸から南へ向かうような車であるとする、その北側にあるチェーンベースを活用した何らかの施設というのは必ずしも利用しやすいものではないというふうに思います。いずれにしろ、しかし、そういうことを考えながらも、いろいろと将来の活性化策については粘り強く考えていきたいと思っております。

それからもう一つ、交通の結節点であるということですが、中部縦貫道と東海北陸との間の白鳥インターのところはインターチェンジでなくて単なるジャンクションです。したがって、北陸道、中部縦貫道からあそこの白鳥インターまで入ってきた車は、南へ向かうか北へ向かうかしかありません。あそこでは降りられませんので。そういう意味では、しっかり白鳥へ降りていただくとかというようなことになると、やはり白鳥西インターを使って、白鳥へはきちっと来ていただくとか、そういうことも考えていかなければいけないと思っております。

構造上の課題とかいろんなこともあります、引き続きそうした大きな道路ネットワークの夢の下で、いろいろと検討をしてみたいというふうに思います。

(15 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 尾村忠雄議員。

○15番（尾村忠雄） 市長さん、ありがとうございます。

例の中部縦貫の油坂峠道から白鳥インターまで12キロ、そこを工事するのにメーター1,000万円かかったと聞いております。4分の3は近畿地建、そして4分の1は中部地建が仕事をやっていただいたと聞いております。なかなかお金のかかることでありますし、厳しい状況ではありますけれども、いろんな自動車道が開通していく、やはり先を見越した政策を打っていかねばならない、そういったことを思っております。

けれども、打ったとしても、そこがそういった形でいい形になるかどうか分かりませんが、やはり将来を見越して、若者や子どもたちが先人が造ってよかったと思われるような施策を今後打っていただければありがたいと思っておりますので、先を見越した調査もしていただきましたけれども、こういった調査も糧にしながら考えていただければありがたいと思っております。

ちなみに、国会議員の先生も国交省の前副大臣ですか、そしてまた衆議院の先生も財務大臣の政

務官、そしてまた県会議員も県会議長という立場にありましたし、現在もあります。そういったことも、こういったときに努力していただく、市としてもお願いをしていただく、そしてNEXCO中日本共々一緒になって、国民の皆さんと申しますか、広い意味では、そういった形で道路網の整備をしていただければ、またいろんな意味で、観光ばかりでなしに経済の発展につながっていくかと思しますので、どうかよろしく願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

懇切丁寧な御答弁、ありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、尾村忠雄議員の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（田代はつ江） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。大変御苦労さまでございました。

（午後 3時20分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 田代 はつ江

郡上市議会議員 原 喜与美

郡上市議会議員 野田 勝彦

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員